

令和5年第4回富山県教育委員会議事日程

3月17日（金）午後4時

県民会館701号室

1 会議録の承認について

令和5年3月7日開催の令和5年第3回富山県教育委員会会議録の承認について

2 議決事項

議案第6号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

議案第7号 富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき
市町村が処理する事務の範囲を定める規則一部改正の件

議案第8号 教育長に対する事務委任等に関する規則一部改正の件

議案第9号 富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

議案第10号 富山県立学校文書管理規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第11号 富山県生涯学習力レッジ条例施行規則一部改正の件

議案第12号 富山県文化財保護条例施行規則一部改正の件

議案第13号 富山県博物館の登録に関する規則一部改正の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第14号 富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 富山県学校教育情報化推進計画の策定について

教育企画課長から説明した。

(2) 令和4年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

教職員課長から説明した。

(3) 令和5年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

(4) 第8回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

県立学校課長から説明した。

(5) 公立幼稚園の廃止について

小中学校課長から説明した。

4 今後の教育委員会等の日程について

5 議決事項

議案第15号 教育に関する事務の点検及び評価に係る学識経験者の委嘱の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第16号 事務局職員の人事異動に関する件

教育長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第15号及び議案第16号は非公開となりました。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	組織機構の見直し等に伴い、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 教育企画課について、県立高校再編による跡地活用等を所管する担当課長が新設されることに伴い、課長の職務を追加するもの（第59条関係）</p> <p>2 生涯学習・文化財室について、無形文化財及び無形の民俗文化財に係る県の登録制度の創設に伴い、分掌事務を追加するもの（第7条関係）</p> <p>3 生涯学習カレッジ地区センター運営会議の廃止に伴う規定整備（第15条関係）</p> <p>4 その他規定整備（第8条、第10条及び第59条関係）</p>
3 他の規則等との関連	第2 施行期日 令和5年4月1日 ただし、第8条の改正規定は、公布の日
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第6号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩 布 佳 子

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第20号中「指定」の次に「、登録」を加える。

第8条第9号中「及び子ども手当」を削る。

第10条第3号中「、生徒指導」を削り、同条中第15号を第16号とし、第4号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 小中学校等及び県立学校等の生徒指導に関する事項（他の所掌に係るもの）を除く。）。

第15条の表富山県民生涯学習カレッジ地区センター運営会議の項を削る。

第59条第1項の表以外の部分中「において、」を「において」に改め、同項の表課長の項中「指揮監督する」の次に「（特定事項を担当する課長にあっては、特定事項を掌理し、教育長が指定する職員を指揮監督する。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略	
(生涯学習・文化財室)	(生涯学習・文化財室)	
第7条 生涯学習・文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(19) 略 (20) 文化財の指定 _____ 及び現状変更に関すること。 (21)～(24) 略	第7条 同左 (1)～(19) 略 (20) 文化財の指定、登録及び現状変更に関すること。 (21)～(24) 略	無形文化財及び無形の民俗文化財に係る県の登録制度の創設に伴い、分掌事務を追加するもの
(教職員課)	(教職員課)	分掌事務に係る規定整備
第8条 教職員課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) 事務局等職員及び教職員の児童手当 _____ に関すること。 (10)～(14) 略	第8条 同左 (1)～(8) 略 (9) 事務局等職員及び教職員の児童手当 _____ に関すること。 (10)～(14) 略	に關す
第9条 略	第9条 略	
(小中学校課)	(小中学校課)	
第10条 小中学校課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)、(2) 略 (3) 小中学校等の学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談(いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。)に関すること。	第10条 同左 (1)、(2) 略 (3) 小中学校等の学習指導、生徒指導、進路指導及び教育相談(いじめ、不登校、児童虐待等に関するものを含む。)に関すること。	同上

(新設)

(4) 小中学校等及び県立学校等の生徒指導に關すること(他の所掌に係るものを除く。)
定整備
繰下げの規定整備

(4)～(5) 略

第11条～第14条 略

(附屬機關)

第15条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附屬機關の名称、所掌事務及び庶務を担当する室課又は機関名は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する室課又は機関名
富山県社会教育委員	略	富山県生涯学習・文化財室
富山県生涯学習カレッジ地区センター	富山県生涯学習カレッジ条例(昭和63年富山県条例第22号)第7条第1項の規定により、生涯学習力カレッジの運営に関する基本的事項を調査審議する事務	富山県生涯学習・文化財室

第11条～第14条 略

(附屬機關)

第15条 同左

室課又は機関名は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する室課又は機関名
富山県社会教育委員	略	略

生涯学習カレッジ
地区センター運営

タ一運営会議	1項の規定により、地区センターの運営に関する基本的事項を調査審議する事務	
富山県文化財保護審議会	略	略
指定管理者評価委員会	略	略
第16条～第58条 略	(事務職員等をもつて充てる職及びその職務) 第59条 本庁、出先機関及び教育機関に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、事務職員、指導主事、社会教育主事、図書館職員及び技術職員(次条において、「事務職員等」という。)をもつて充て、その職務は、それぞれ上の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。	
教次長	職務	
次長	略	
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する	

富山県文化財保護審議会	略	略
指定管理者評価委員会	略	略
（事務職員等をもつて充てる職及びその職務）		
第59条 本庁、出先機関及び教育機関に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、事務職員、指導主事、社会教育主事、図書館職員及び技術職員（次条において「事務職員等」という。）をもつて充て、その職務は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定めるとおりとする。		
職	職務	
教次長	略	
次長	略	
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する（特定事項を担当する課長については、特定事項を掌理し、教育長が	

会議の席上に伴う
規定整備

			管する担当課長が 新設されることに 伴い、職務を追加 するもの
	課長補佐	指定する職員を指揮監督する。) 。	
	技師	略	
2	略	略	
	第60条、第61条	略	

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたことに伴い、本県における無形文化財及び無形の民俗文化財に係る登録制度を創設するため富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）及び富山県文化財保護条例施行規則（昭和 38 年富山県教育委員会規則第 3 号）の改正が行われた。</p> <p>今般、同条例及び同規則の改正に合わせ、市町村が処理する事務の範囲について、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>第 1 改正の内容</p> <p>1 富山県文化財保護条例及び富山県文化財保護条例施行規則の改正に伴い、県登録無形文化財に係る次の事務を追加するもの及び規定整備（第 2 条の表第 4 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 登録の通知に係る経由事務（新第 13 号関係） (2) 登録の抹消の通知に係る経由事務（新第 14 号関係） (3) 保持者の氏名変更等の届出の受理等（新第 15 号関係） (4) 認定書再交付申請書の受理等の経由事務（新第 17 号関係） (5) 認定書の返納の受理等の経由事務（新第 18 号関係） <p>2 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）及び住居手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 265 号）に係る条項ずれの規定整備（第 2 条の表第 1 項及び第 2 項関係）</p> <p>第 2 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日 ただし、第 1 の 2 は、公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 富山県文化財保護条例 令和 5 年 2 月議会に上程</p> <p>2 次の規則については、別途改正予定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 富山県文化財保護条例施行規則 (2) 教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 34 年富山県教育委員会規則第 6 号） (3) 富山県教育委員会行政組織規則（平成 11 年富山県教育委員会規則第 3 号）
4 審議、調整、予算化等の状況	各市町村教育委員会同意済み

議案第7号

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則一部改正の件

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成17年富山県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第3号中「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第4号中「第11条」を「第9条」に改め、同表第2項中「第10条の6第8項」を「第10条の6第9項」に改め、同項第2号及び第3号中「第10条の6第3項」を「第10条の6第4項」に改め、同表第4項第5号及び第11号中「指定解除」を「指定の解除」に改め、同項第16号を同項第19号とし、同項第15号中「県指定無形文化財」の次に「及び県登録無形文化財」を加え、同号を同項第18号とし、同項第14号中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改め、同号を同項第17号とし、同項第13号を同項第16号とし、同項第12号の次に次の3号を加える。

- (13) 条例第20条の2第4項の規定による県登録無形文化財の登録の通知に係る経由事務
- (14) 条例第20条の3第5項の規定による県登録無形文化財の登録の抹消の通知に係る経由事務
- (15) 条例第20条の4の規定による県登録無形文化財の保持者の氏名変更等の届出

の受理及び教育委員会への送付

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案新旧対照表

	現行	改正案	備考
第1条 略	第1条 略		
1 特例条例別表第1項第2号に規定する富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。) 第10条の5第3項の規定により住居手当の支給に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務(県費負担教職員に係るものに限る。以下第3項までにおいて同じ。)のうち、	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 特例条例の規定に基づき市町村が処理することとする事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとところによる。	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 同左	
1 同左	(1) 住居手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第265号。以下「住居手当規則」という。) 第7条第1項の規定による届出の受理 (2) 住居手当規則第8条第1項の規定による事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定 (3) 住居手当規則第8条第2項の規定による富山県人事委員会が定める様式の記載 (4) 住居手当規則第11条の規定による要件及び住居手当の月額の確認	(1) 住居手当に関する規則(平成18年富山県人事委員会規則第265号。以下「住居手当規則」という。) 第5条第1項の規定による届出の受理 (2) 住居手当規則第6条第1項の規定による事実の確認及び住居手当の月額の決定又は改定 (3) 住居手当規則第6条第2項の規定による富山県人事委員会が定める様式の記載 (4) 住居手当規則第9条の規定による要件及び住居手当の月額の確認	同上

特例条例に基づく事務の範囲を定める教育委員会規則（以下「施行規則」という。）で定めるもの	2 特例条例別表第1 項第3号に規定する給与条例第10条の6項の規定により通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他の通勤手当の支給及び返納に關し必要な事項を定める人事委員会規則に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの	(1) 略 (2) 通勤手当規則第3条の規定による届出の富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）への送付（給与条例第10条の6第3項に規定する特別急行列車等の利用に係るものに限る。） (3) 通勤手当規則第4条の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定（給与条例第10条の6第3項に規定する特別急行列車等の利用に係るものを除く。次号において同じ。） (4) 略	(1) 略 (2) 通勤手当規則第3条の規定による届出の富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）への送付（給与条例第10条の6第4項に規定する特別急行列車等の利用に係るものに限る。） (3) 通勤手当規則第4条の規定による事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定（給与条例第10条の6第4項に規定する特別急行列車等の利用に係るものを除く。次号において同じ。） (4) 略
3 略	3 略	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
4 特例条例別表第2 項に規定する文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）、富山県文化財保護条例（昭和和	4 特例条例別表第2 項に規定する文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）、富山県文化財保護条例（昭和和	(1)～(4) 略 (5) 条例第6条第4項の規定による県指定文化財の指定解除の通知に係る経由事務	(1)～(4) 略 (5) 条例第6条第4項の規定による県指定文化財の指定解除の通知に係る経由事務
		(6)～(10) 略	(6)～(10) 略
		(11) 条例第16条第5項の規定による県指定無形文化財の指定解除の通知	(11) 条例第16条第5項の規定による県指定無形文化財の指定解除の通知

38年富山県条例第11号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行に関する教育委員会規則に基づく事務のうち、施行規則で定めるもの	に係る経由事務
	(12) 略 (新設)
	(13) 条例第20条の2 第4項の規定による県登録無形文化財の登録の通知に係る経由事務の追加
	県登録無形文化財の登録の通知に係る経由事務の追加
	(14) 条例第20条の3 第5項の規定による県登録無形文化財の登録の抹消の通知に係る経由事務 (新設)
	(15) 条例第20条の4 の規定による県登録無形文化財の保持者の氏名変更等の届出の受理及び教育委員会への送付
	(16) 略 備
	(17) 規則第12条の2 の規定による富山県指定無形文化財(富山県登録無形文化財)認定書再交付申請書の受付申請書の受付に係る経由事務
	(18) 規則第12条の3 の規定による県指定無形文化財及び県登録無形文化財の認定書の返納の受理及び教育委員

			書の返納の受理 等の経由事務の 追加	
			縦下げの規定整備	
会への送付				
	(16) 略	(19) 略		

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたことに伴い、本県における無形文化財及び無形の民俗文化財に係る登録制度を創設する富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）の改正を行うことから、同条例の改正に合わせ、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第 1 改正の内容</p> <p>1 富山県文化財保護条例の改正に伴い、委任できない事務に登録に関する内容を追加するもの（第 2 条第 1 項第 13 号関係）</p> <p>2 その他規定整備（第 2 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 17 号並びに第 3 条関係）</p> <p>第 2 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日 ただし、第 3 条の改正規定は、公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 富山県文化財保護条例 令和 5 年 2 月議会に上程</p> <p>2 次の規則については、別途改正予定</p> <p>(1) 富山県文化財保護条例施行規則（昭和 38 年富山県教育委員会規則第 3 号）</p> <p>(2) 富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 17 年富山県教育委員会規則第 16 号）</p> <p>(3) 富山県教育委員会行政組織規則（平成 11 年富山県教育委員会規則第 3 号）</p>
4 審議、調整、予算化等の状況	富山県文化財保護審議会に諮問済み（令和 4 年 11 月 16 日答申）

議案第8号

教育長に対する事務委任等に関する規則一部改正の件

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和34年富山県教育委員会規則第6号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第13号中
「又は解除する」を「若しくは解除し、又は登録し、若しくは抹消する」に改め、
同項第17号中「取下げ、」を「取下げ」に改める。

第3条中「前条第5号から第18号まで」を「前条第1項第5号から第18号まで」
に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公
布の日から施行する。

教育長に対する事務委任等に関する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 略	第1条 略	
(委任)	(委任) 第2条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(12) 略 (13) 文化財を指定し、又は解除すること。 (14)～(16) 略	規定整備 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(12) 略 (13) 文化財を指定し、若しくは解除し、又は登録し、若しくは抹消すること。 (14)～(16) 略
	(17) 訴えの提起及び取下げ、並びに不服申立ての裁決及び決定に關すること。 (18) 略	規定整備 (17) 訴えの提起及び取下げ、並びに不服申立ての裁決及び決定に關すること。 (18) 略

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>文書管理システムの機能を利用して電子的方法により決裁が行われた文書（以下「電子決裁に係る決裁文書」という。）について、事務処理効率化のために所要の改正を行うもの</p> <p>また、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の廃止及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施行日付印の押印を省略することができる決裁文書として、電子決裁に係る決裁文書であって、文書管理システムに施行日が分かる電子文書が添付されたものを追加（第35条関係） 2 公印承認の認印について、別に定める文書に限り、電子決裁に係る決裁文書に公印承認の押印を省略することができる旨を規定（第31条関係） <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">文書管理システムでは施行日を1日しか登録することができないため、1つの起案で施行日が複数ある場合（①入札通知・見積依頼、②契約書締結等）、現行の規定では、同システムから印刷した起案用紙に認印及び施行日付印を押印しなければならないことから、押印を省略することができる規定を追加するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 富山県個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴う規定整備（第51条の2関係） <p>第2 施行期日 公表の日。ただし、第1の3については、令和5年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第9号

富山県教育委員会文書管理規程一部改正の件

富山県教育委員会文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。

第35条第3項中「もの」の次に「又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第51条の2第1項第5号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条各項」を「個人情報の保護に関する法律第82条各項」に、「同条例第30条各項」を「同法第93条各項」に、「同条例第38条各項」を「同法第101条各項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第51条の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

富山県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	第1条～第29条 略	第1条～第29条 略	改正案	備考
	(公印の押印等)	(公印の押印等)		
	第30条 施行する文書（電子文書を除き、指令及び一般文書に限る。次条において同じ。）には、公印を押さなければならない。 ただし、室課、出先機関等又は学校の長に発する文書及び第27条第3項第1号ウに掲げる文書にあつては公印を省略することができます。	第30条 同左		
			第31条 公印の押印は、施行する文書及び決裁文書を公印主任（富山県教育委員会公印管理制度（昭和63年富山県教育委員会訓令第2号。以下「公印管理制度」という。）第3条に規定する公印主任をいう。次項及び第35条第1項において同じ。）に提出してその承認を受け、決裁文書に認印を得た後、公印使用簿（様式第9号）に必要事項を記載して行わなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて公印主任の承認に係る情報が登録されたものについては、同項の認印の押印を省略することができる。 (新設)	別に定める文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。 書に公印承認の

(発送等を終えた文書等)

(発送等を終えた文書等)

押印を省略する
ことができる旨
を規定

第35条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第4項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書を教育企画課長等（当該発送され、又は相手方に直接手渡しされた文書が富山県教育委員会公印規則（昭和63年富山県教育委員会規則第2号）別表に規定する教育長印、教育長職務代理者印、教育次長印又は委員会印以外の公印を押印したものである場合にあつては、当該公印に係る公印主任。次項及び次条において同じ。）に提出しなければならぬ。

2 教育企画課長等は、前項の規定による提出があつたときは、決裁文書に施行日付印（本庁にあつては様式第14号、出先機関等にあつては様式第14号に準ずる様式とする。）を押した後、主務者に決裁文書を返付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたもの又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日がかかる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたものについては、施行日付印の押印を省略することができる。

4 略

押印を省略する
ことができる旨
を規定

第35条 同左

2 同左

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたもの又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日がかかる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたものについては、施行日付印の押印を省略することができる。

4 略

		かかる電子文書が 添付されたもの を追加	
(保存期間の延長)			
第51条の2 次の各号に掲げる公文書について(は、第50条第1項 の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延 長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公 文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過す る日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。	(1)～(4) 略 (5) <u>富山県個人情報保護条例</u> （平成15年富山県条例第1号）に 基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの <u>富山県個人情報保護条例</u> 第19条各項 の決定、 <u>同条例</u> 第30 条各項の決定又は <u>同条例</u> 第38条各項の決定の日の翌日から起 算して1年間	(1)～(4) 略 (5) <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号）に 基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの <u>個人情報の保護に関する法律</u> 第82条各項の決定、 <u>同法</u> 第93条 各項の決定又は <u>同法</u> 第101条各項の決定の日の翌日から起 算して1年間	2 略 第52条～第73条 略 別表第1～別表第3 略 様式第1号～様式第19号 略
(保存期間の延長)	第51条の2 同左		

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>文書管理システムの機能を利用して電子的方法により決裁が行われた文書（以下「電子決裁に係る決裁文書」という。）について、事務処理効率化のために所要の改正を行うもの</p> <p>また、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）の廃止及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正（令和5年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 施行日付印の押印を省略することができる決裁文書として、電子決裁に係る決裁文書であって、文書管理システムに施行日が分かる電子文書が添付されたものを追加（第32条関係）</p> <p>2 公印承認の認印について、別に定める文書に限り、電子決裁に係る決裁文書に公印承認の押印を省略することができる旨を規定（第28条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文書管理システムでは施行日を1日しか登録することができないため、1つの起案で施行日が複数ある場合（①入札通知・見積依頼、②契約書締結等）、現行の規定では、同システムから印刷した起案用紙に認印及び施行日付印を押印しなければならないことから、押印を省略することができる規定を追加するもの</p> </div> <p>3 富山県個人情報保護条例の廃止及び個人情報の保護に関する法律の改正に伴う規定整備（第44条の2関係）</p> <p>4 その他規定整備（第11条関係）</p> <p>第2 施行期日 公表の日。ただし、第1の3については、令和5年4月1日</p>
3 他の訓令等との関連	富山県教育委員会文書管理規程（昭和62年富山県教育委員会訓令第1号） 別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第10号

富山県立学校文書管理規程一部改正の件

富山県立学校文書管理規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県立学校文書管理規程（平成4年富山県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「主務者に」を「主務者」に改める。

・第28条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書（電子決裁に係るものに限る。）における第1項の認印の押印を省略することができる。

第32条第3項中「もの」の次に「又は教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書（教育長が別に定めるものに限る。）が添付されたもの」を加える。

第44条の2第1項第5号中「富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に、「富山県個人情報保護条例第19条各項」を「個人情報の保護に関する法律第82条各項」に、「同条例第30条各項」を「同法第93条各項」に、「同条例第38条各項」を「同法第101条各項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。ただし、第44条の2の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

富山県立学校文書管理規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条～第10条 略	第1条～第10条 略	
(文書の取扱い)	(文書の取扱い)	
第11条 略 2 略 3 文書主任は、文書責任者から渡された文書を <u>主務者</u> に渡さなければならない。	第11条 略 2 略 3 文書主任は、文書責任者から渡された文書を <u>主務者</u> に渡さなければならない。	規定整備
第12条～第26条 略	第12条～第26条 略	
(公印の押印等)	(公印の押印等)	
第27条 施行する文書（電子文書を除く。次条において同じ。）には、公印を押さなければならない。ただし、第24条第2項第1号イに掲げる文書にあっては公印を省略することができる。	第27条 同左	
第28条 公印の押印は、施行する文書及び決裁文書を公印主任（富山県教育委員会公印管理制度（昭和63年富山県教育委員会訓令第2号。以下「公印管理制度」という。）第3条に規定する公印主任をいう。次項において同じ。）に提出してその承認を受け、決裁文書に認印を得た後、公印使用簿（様式第6号）に必要事項を記載して行わなければならない。	第28条 同左	
2 前項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつ	2 同左	

て、文書管理システムにおいて公印主任の承認に係る情報が登録されたものについては、同項の認印の押印を省略することができる。

(新設)

別に定める文書に限り、電子決裁に係る決裁文書に公印を押印するときは、決裁文書(電子決裁に係るものに限る。)における第1項の認印の押印を省略することができる。

第29条～第31条 略

(発送等を終えた文書等)

第32条 前条第1項の規定により文書が発送され、又は同条第3項の規定により施行する文書が相手方に直接手渡しされたときは、主務者は、決裁文書を文書責任者に提出しなければならない。

2 文書責任者は、前項の提出があったときは、決裁文書に施行日付印(様式第7号)を押した後、主務者に決裁文書を返付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたものは教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書(教育長が別に定めるものに限る。)が添付されたものについては、施行日付印の押印を省略することができます。

4 略

第29条～第31条 略

(発送等を終えた文書等)

第32条 同左

2 同左

3 前2項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて施行年月日が登録されたものは教育長が別に定める方法により文書管理システムにおいて施行年月日が分かる電子文書(教育長が別に定めるものに限る。)が添付されたものについては、施行日付印の押印を省略することができます。

4 略

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が別に定める施行する文書に公印を押印するときは、決裁文書(電子決裁に係るものに限る。)における第1項の認印の押印を省略することができる。

書に公印承認の押印を省略する旨を規定

ことができる旨を規定

第32条の2～第44条 略

(保存期間の延長)

第44条の2 次の各号に掲げる公文書については、第43条の2第1項の保存期間の満了する日後においても、その区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいづれか遅い日までの間保存するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの富山県個人情報保護条例第19条各項の決定、同条例第30条各項の決定又は同条例第38条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 略

第45条～第60条 略

別表第1、別表第2 略

様式第1号～様式第10号 略

第32条の2～第44条 略

(保存期間の延長)

第44条の2 同左

(1)～(4) 略

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの個人情報の保護に関する法律第82条各項の決定、同法第93条各項の決定又は同法第101条各項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 略

第45条～第60条 略

別表第1、別表第2 略

様式第1号～様式第10号 略

第32条の2～第44条 略	文書管理システムに施行日が分かれる電子文書が添付されたものを追加
(保存期間の延長)	
第44条の2 次の各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいづれか遅い日までの間保存するものとする。	(1)～(4) 略 (5) 富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの富山県個人情報保護条例第19条各項の決定、同条例第30条各項の決定又は同条例第38条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
第44条の2 同左	2 略
(保存期間の延長)	
第44条の2 次の各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する公文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいづれか遅い日までの間保存するものとする。	(1)～(4) 略 (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求があつたもの個人情報の保護に関する法律第82条各項の決定、同法第93条各項の決定又は同法第101条各項の決定の日の翌日から起算して1年間
第44条の2 同左	2 略

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	<p>従来、本県の生涯学習の振興を図るため、県内各地区に設置する地区センターに地区センター運営会議を置き、各地区センターの運営について調査審議を行ってきた。</p> <p>現在、各地区センターの機能や講座内容が充実しており、各地区センター運営会議において調査審議する内容が重複する傾向にあることや、各地区センター運営会議の委員の代表がカレッジ運営会議の委員を兼ねていることから、より効率的・効果的な運営を図るため、地区センター運営会議の機能をカレッジ運営会議に統合することに伴い、所要の改正を行うもの</p>
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地区センター運営会議の廃止に伴う規定整備(第6条関係) 2 その他規定整備(第5条及び第7条関係) <p>第2 施行期日 令和5年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	<ol style="list-style-type: none"> 1 富山県民生涯学習カレッジ条例(昭和63年富山県条例第22号) 令和5年2月議会に上程 2 富山県教育委員会行政組織規則(平成11年富山県教育委員会規則第3号) 別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第11号

〉富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則一部改正の件

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩 布 佳 子

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則（昭和63年富山県教育委員会規則第9号）
の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（富山県民生涯学習カレッジ運営会議）」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

富山県民生涯学習力レッジ条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

第1条～第4条 略 (運営会議)	現行	第1条～第4条 略 (富山県民生涯学習力レッジ運営会議) 第5条 同左	改正案	備考
第5条 富山県民生涯学習力レッジ運営会議（以下この条において「カレッジ運営会議」という。）の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		2 同左 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左	（削る。）	規定整備
2 委員は、再任されることができる。 3 カレッジ運営会議に会長を置き、委員の互選により選任する。 4 会長は、会務を総理し、カレッジ運営会議を代表する。 5 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 6 前各項に定めるものほか、カレッジ運営会議の運営に関する必要な事項は、会長がカレッジ運営会議に諮って定める。			（削る。）	地区センター運営会議の廃止に伴う規定 整備 繰上げの規定 整備
第6条 前条の規定は、地区センター運営会議について準用する。	第7条 略			

富山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたことに伴い、本県における無形文化財及び無形の民俗文化財に係る登録制度を創設する富山県文化財保護条例（昭和 38 年富山県条例第 11 号）の改正を行うことから、同条例の改正に合わせ、所要の改正を行うもの
2 規則案の内容	<p>第 1 改正の内容</p> <p>1 富山県文化財保護条例の改正に伴い、県登録無形文化財に係る次の内容を追加するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保持者等の認定（第 12 条及び第 12 号様式関係） (2) 認定書の再交付申請（第 12 条の 2 及び第 12 号の 2 様式関係） (3) 認定書の返納（第 12 条の 3 関係） (4) 保持者の故障届（第 12 条の 4 及び第 12 号の 3 関係） (5) 保持者の氏名変更等の届出等（第 13 条、第 13 号様式、第 13 号の 2 様式、第 14 号様式及び第 15 号様式関係） (6) 登録簿及び認定簿（新第 15 条及び新第 17 号様式） <p>2 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の改正に伴う規定整備（第 13 条の 4 関係）</p> <p>3 その他規定整備（目次、第 3 条、第 11 条、第 13 条の 5、第 16 号様式及び新第 18 号様式関係）</p>
	<p>第 2 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日 ただし、第 3 条及び第 11 条の改正規定は、公布の日</p>
3 他の条例等との関連	<p>1 富山県文化財保護条例 令和 5 年 2 月議会に上程</p> <p>2 次の規則については、別途改正予定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 富山県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成 17 年富山県教育委員会規則第 16 号） (2) 教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 34 年富山県教育委員会規則第 6 号） (3) 富山県教育委員会行政組織規則（平成 11 年富山県教育委員会規則第 3 号）
4 審議、調整、予算化等の状況	富山県文化財保護審議会に諮問済み（令和 4 年 11 月 16 日答申）

議案第12号

富山県文化財保護条例施行規則一部改正の件

富山県文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 萩 布 佳 子

富山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

富山県文化財保護条例施行規則（昭和38年富山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物（第2条—第11条）

第3章 県指定無形文化財及び県登録無形文化財（第12条—第13条）

第3章の2 文化財保護審議会（第13条の2・第13条の3）

第3章の3 埋蔵文化財（第13条の4・第13条の5）

第4章 補則（第14条・第15条）

附則

第3条第1項中「又は県指定史跡、県指定名勝」を削る。

第11条各号列記以外の部分中「第11条ただし書」を「第11条第1項ただし書」に、「の一」を「のいずれか」に改め、同条第1号及び第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第3章の章名中「県指定無形文化財」の次に「及び県登録無形文化財」を加える。

第12条中「及び第5項」を削り、「の保持者又は」を「の保持者若しくは」に改め、「とき」の次に「、又は条例第20条の2第2項の規定により県登録無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき」を加える。

第12条の2中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改める。

第12条の3第1項中「で準用する条例第15条第4項又は」を「において準用する条例第15条第4項、」に改め、「第16条第5項」の次に「、条例第20条の3第3項において準用する条例第20条の2第4項又は条例第20条の3第5項」を加え、同条第2項中「第16条第6項」の次に「又は条例第20条の3第6項」を加える。

第12条の4第1項中「第17条」の次に「及び条例第20条の4」を、「県指定無形文化財」の次に「又は県登録無形文化財」を加え、同条第2項中「富山県指定無形文化財保持者故障届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届」に改める。

第13条第1項中「第17条」の次に「及び条例第20条の4」を加え、「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届」に、「富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に、「富山県指定無形文化財保持者死亡届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届」に、「富山県指定無形文化財保持団体解散届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届」に改め、同条第2項中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改め、同条第3項中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改める。

第13条の4第1項各号列記以外の部分中「第20条の8」を「第20条の19」に改め、同項第1号中「第10条」を「第11条」に、「に備える博物館登録原簿に登録」を「の登録」に改め、同項第2号中「第29条」を「第31条第1項第2号」に改め、同条第2項中「第20条の8」を「第20条の19」に、「第17号様式」を「第18号様式」に改める。

第13条の5第1項中「第20条の9」を「第20条の20」に改め、同条第2項中「つど」を「都度」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(登録簿等)

第15条 県教育委員会は、第17号様式による登録簿及び認定簿を備え、写真等を添付しておくものとする。

第12号様式中「富文認 号」を
「富文認（富文登認） 号」に、「富山県指定無形文化財」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）」に改める。

第12号の2様式中「富山県指定無形文化財認定書再交付申請書」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書」に改める。

第12号の3様式中「富山県指定無形文化財保持者故障届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届」に改める。

第13号様式中「富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届」に改める。

第13号の2様式中「富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届」に改める。

第14号様式中「富山県指定無形文化財保持者死亡届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届」に改める。

第15号様式中「富山県指定無形文化財保持団体解散届」を「富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届」に改める。

第16号様式(2)及び(3)中「指定書の記号番号」を

「指定の記号番号」に改める。

第17号様式中「第20条の8」を「第20条の19」に改め、同様式を第18号様式とし、第16号様式の次に次の1様式を加える。

第17号様式

(1) 無形文化財登録簿

種類				
名称				
登録の記号番号				
登録年月日及び 告示番号				
所在地				
保持者 (保持団体)	氏名 (名称)	生年月日 (代表者名)	住所 <small>事務所 所在地</small>	認定年月日 <small>認定書の 記号番号</small>
登録理由				
内容				
由来				
沿革				
保存の措置				
その他参考とな る事項				
備考				

(2) 登録無形文化財保持者・保持団体認定簿

種類				
名称				
登録の記号番号				
登録年月日及び 告示番号				
所在地				
	事項			

認定書の記号番号	
認定年月日及び告示番号	
氏名	
団体名称	
芸名又は雅号	
代表者名	
生年月日	
発足年月日	
住所 事務所 所在地	認定当時 変更後（変更年月日）
所属する機関又は団体の名称及び所在地	
経歴	
解除年月日及び告示番号	
理由	
備考	

(3) 無形民俗文化財登録簿

種類	
名称	
登録年月日及び告示番号	
所在地	

登録理由	
内容	
生活文化に及ぼした影響又は特色	
由来 沿革 保存の措置 行事期間 その他参考となる事項	
備考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県文化財保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行 (新設)	改正案	備考
目次	目次	目次を追加する 規定整備
第1章 総則 (第1条) 第2章 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物 (第2条—第11条) 第3章 県指定無形文化財及び県登録無形文化財 (第12条—第13条)	第3章の2 文化財保護審議会 (第13条の2・第13条の3) 第3章の3 埋蔵文化財 (第13条の4・第13条の5) 第4章 换則 (第14条・第15条) 附則	
第1章 総則 第1条 略	第1章 同左 第1条 略	
第2章 県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物 第2条 略	第2章 同左 第2条 略	
(標識等)	(標識等)	規定整備
第3条 条例第5条第1項の規定により県指定史跡、県指定名勝又は県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物の指定の通知を受けたときは、所有者又は権原に基づく占有者は、県指定史跡、	第3条 条例第5条第1項の規定により県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物の指定の通知を受けたときは、所有者又は権原に基づく占有者は、県指定史跡、	

県指定名勝又は県指定天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、その他必要な施設を設置しなければならない。

2～4 略

第4条～第10条 略

第11条 条例第11条ただし書 _____ の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号の一 _____ に該当する場合とする。

- (1) 県指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- (2) 県指定文化財がき損している場合において、当該損傷の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

第3章 県指定無形文化財 _____ (認定書)

第12条 条例第15条第2項及び第5項の規定により県指定無形文化財の保持者又は _____ 保持団体を認定したとき _____
_____ は、認定書（第12号様式）を当該保持者又は保持団体に交付しなければならない。

(認定書の再交付申請)

県指定名勝又は県指定天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、その他必要な施設を設置しなければならない。

2～4 略

第4条～第10条 略

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいざれかに該当する場合とする。

- 規定期間
同上
- (1) 県指定文化財が毀損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該県指定文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - (2) 県指定文化財が毀損している場合において、当該損傷の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

第3章 県指定無形文化財及び県登録無形文化財

第12条 条例第15条第2項 _____ の規定により県指定無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したとき、又は条例第20条の2 第2項の規定により県登録無形文化財の保持者若しくは保持団体を認定したときは、認定書（第12号様式）を当該保持者又は保持団体に交付しなければならない。

(認定書の再交付申請)

<p>第12条の2 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、<u>富山県指定無形文化財認定書再交付申請書</u>（第12号の2様式）に、事実を証するに足りる文書又は破損した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付を申請しなければならない。</p>	<p>第12条の3 条例第16条第3項で準用する条例第15条第4項又は<u>条例第16条第5項</u>の規定により認定の解除の通知を受けた者は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p> <p>2 条例第16条第6項の規定による告示があつたときは、保持者の相続人（保持団体にあつては、代表者であつた者）は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p>	<p>（保持者の故障届）</p> <p>第12条の4 条例第17条に規定する教育委員会規則の定める理由は、保持者が心身の故障のためその保持する県指定無形文化財の保存に影響を及ぼす場合とする。</p> <p>2 前項の規定による届出は、富山県指定無形文化財保持者故障届（第12号の3様式）によるものとする。</p>
--	--	--

<p>第12条の2 認定書を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれが滅失し、若しくは破損した場合には、<u>富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）認定書再交付申請書</u>（第12号の2様式）に、事実を証するに足りる文書又は破損した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付を申請しなければならない。</p>	<p>（認定書の返納）</p> <p>第12条の3 条例第16条第3項において準用する条例第15条第4項、<u>条例第16条第5項、条例第20条の3第3項において準用する条例第20条の2第4項又は条例第20条の3第5項</u>の規定により認定の解除の通知を受けた者は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p> <p>2 条例第16条第6項又は条例第20条の3第6項の規定による告示があつたときは、保持者の相続人（保持団体にあつては、代表者であつた者）は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p>	<p>（認定書の返納）</p> <p>第12条の3 条例第16条第3項において準用する条例第15条第4項、<u>条例第16条第5項、条例第20条の3第3項において準用する条例第20条の2第4項又は条例第20条の3第5項</u>の規定により認定の解除の通知を受けた者は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p> <p>2 条例第16条第6項又は条例第20条の3第6項の規定による告示があつたときは、保持者の相続人（保持団体にあつては、代表者であつた者）は、速やかに認定書を教育委員会に返納しなければならない。</p>
--	---	---

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の認定書の再
交付申請書に係る
内容の追加

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の認定書の返
納に係る内容の
追加

前項の規定による届出は、富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届（第12号の3様式）によるものとする。

(保持者の氏名変更等の届出)

第13条 条例第17条 の規定による届出は、保持者の氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合にあつては富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届（第13号様式）、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は構成員に異動を生じた場合にあつては富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届（第13号の2様式）、保持者が死亡した場合にあつては富山県指定無形文化財保持者死亡届（第14号様式）、保持団体が解散した場合にあつては富山県指定無形文化財保持団体解散届（第15号様式）によるものとする。

2 前項の規定による富山県指定無形文化財保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届には、認定書を添付しなければならない。

3 富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届があつた場合においては、従前の認定書に代えて新たに認定書を再交付するものとする。

第3章の2 文化財保護審議会

第13条の2、第13条の3 略

第3章の3 埋蔵文化財

(保持者の氏名変更等の届出)

第13条 条例第17条 及び条例第20条の4の規定による届出は、保持者の氏名、芸名、雅号又は住所を変更した場合にあつては富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届（第13号様式）、保持団体の名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は構成員に異動を生じた場合にあつては富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届（第13号の2様式）、保持者が死亡した場合にあつては富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届（第14号様式）、保持団体が解散した場合にあつては富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届（第15号様式）によるものとする。

2 前項の規定による富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届には、認定書を添付しなければならない。

3 富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届又は富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体名称等変更届があつた場合においては、従前の認定書に代えて新たに認定書を再交付するものとする。

第3章の2 同左

第13条の2、第13条の3 略

第3章の3 同左

<p>(譲与又は譲渡)</p> <p>第13条の4 条例第20条の<u>8</u>の教育委員会規則で定めるものは、次のことおりとする。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財團法人であつて、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により教育委員会に備える博物館登録簿に登録を受けたもの</p> <p>(2) 一般社団法人又は一般財團法人が設置する施設であつて、博物館法第29条_____の規定により教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの</p> <p>2 条例第20条の<u>8</u>の規定による申請は、出土品譲与申請書(第17号様式)によるものとする。</p>	<p>第13条の4 条例第20条の<u>19</u>の教育委員会規則で定めるものは、次のことおりとする。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財團法人であつて、博物館法(昭和26年法律第285号)第11条の規定により教育委員会の登録を受けたもの</p> <p>(2) 一般社団法人又は一般財團法人が設置する施設であつて、博物館法第31条第1項第2号の規定により教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの</p> <p>2 条例第20条の<u>19</u>の規定による申請は、出土品譲与申請書(第18号様式)によるものとする。</p>	<p>(報償金の決定)</p> <p>第13条の5 条例第20条の<u>9</u>の報償金の額を決定しようとするとときは、必要に応じて学識経験者の意見を聞くものとする。</p> <p>2 前項の学識経験者は、物件ごとに複数名を、その都度教育長が委嘱する。</p>	<p>(報償金の決定)</p> <p>第13条の5 条例第20条の<u>20</u>の報償金の額を決定しようとするとときは、必要に応じて学識経験者の意見を聞くものとする。</p> <p>2 前項の学識経験者は、物件ごとに複数名を、その都度教育長が委嘱する。</p>
<p>(新設)</p> <p>第14条 略</p>	<p>第4章 條則</p> <p>第14条 略</p>	<p>第4章 同左</p> <p>第14条 略</p>	<p>(登録簿等)</p> <p>第15条 県教育委員会は、第17号様式による登録簿及び認定簿を備え、写真等を添付しておくものとする。</p>

附 則
略

第1号様式～第11号様式 略

第12号様式
(1) 保持者認定書

富文認	号	割印	認定書
富山県指定無形文化財 の 保持者として認定します。			
年	月	日	富山県教育委員会 印

(2) 保持団体認定書

富文認	号	割印	認定書
(事務所所在地) (団体名)			
富山県教育委員会 印			

附 則
略

第1号様式～第11号様式 略

第12号様式
(1) 保持者認定書

富文認 (富文登認)	号	割印	認定書
富山県指定無形文化財 (富山県登録無形文化財) の 保持者として認定します。			
年	月	日	富山県教育委員会 印

(2) 保持団体認定書

富文認 (富文登認)	号	割印	認定書
(事務所所在地) (団体名)			
富山県教育委員会 印			

認定簿に係る規定の追加

規定整備
条例改正に伴う
県登録無形文化財の
保持者等の
認定に係る内容
の追加

規定整備

富山県指定無形文化財
保持団体として認定します。

年 月 日 富山県教育委員会 印

第12号の2様式

富山県教育委員会 殿	年 月 日	(団体名)	申請者氏名	記
富山県指定無形文化財認定書再交付申請書	下記のとおり認定書を亡失(滅失)(破損)したから(盜難にあつたから)再交付を申請します。			
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 亡失(滅失)(破損)(盜難)の年月日	5 亡失(滅失)(破損)(盜難)の状況
6 その他参考となる事項				

の

富山県指定無形文化財(富山県登録無形文化財)
保持団体として認定します。

年 月 日 富山県教育委員会 印

第12号の2様式

富山県指定無形文化財(富山県登録無形文化財) 保持団体として認定します。	の
年 月 日	富山県教育委員会 印

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の保持者等の
認定に係る内容
の追加

富山県教育委員会 殿	年 月 日	(団体名)	申請者氏名	記
富山県指定無形文化財(富山県登録無形文化財) 認定書再交付申請書	下記のとおり認定書を亡失(滅失)(破損)したから(盜難にあつたから)再交付を申請します。			
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 亡失(滅失)(破損)(盜難)の年月日	5 亡失(滅失)(破損)(盜難)の状況
6 その他参考となる事項				

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の保持者等の
認定に係る内容
の追加

第12号の3様式

第12号の3様式

富山県教育委員会 殿		年	月	日
保持者	住所	富山県教育委員会 殿	保持者	住所
氏名		富山県指定無形文化財保持者故障届	氏名	
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 心身の故障の生じた年月日	5 心身の故障の状況
6 その他参考となる事項				

富山県教育委員会 殿		年	月	日
保持者	住所	富山県教育委員会 殿	保持者	住所
氏名		富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者故障届	氏名	
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 心身の故障の生じた年月日	5 心身の故障の状況
6 その他参考となる事項				

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の保持者の故
障届に係る内容
の追加

第13号様式

富山県教育委員会 殿		年	月	日
保持者	住所	富山県教育委員会 殿	保持者	住所
氏名		富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届	氏名	
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 変更前の氏名（芸名）（雅号）（住所）	
記				

富山県教育委員会 殿		年	月	日
保持者	住所	富山県教育委員会 殿	保持者	住所
氏名		富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者氏名等変更届	氏名	
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 変更前の氏名（芸名）（雅号）（住所）	
記				

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の保持者の氏
名等変更届に係
る内容の追加

- 5 現在の氏名(芸名)(雅号)(住所)
 6 変更した年月日
 7 その他参考となる事項

第13号の2様式

富山県教育委員会 殿	年 月 日
保持団体事務所所在地	
名称	
代表者 氏名	
<u>富山県指定無形文化財保持団体名称等変更届</u>	
下記のとおり変更したから届け出ます。	
1 名称	記
2 認定書の記号番号	
3 認定された年月日	
4 変更前の名称(代表者)(構成員)(事務所所在地)	
5 現在の名称(代表者)(構成員)(事務所所在地)	
6 変更した年月日	
7 その他参考となる事項	

第14号様式

富山県教育委員会 殿	年 月 日
相続人住所	

- 5 現在の氏名(芸名)(雅号)(住所)
 6 変更した年月日
 7 その他参考となる事項

第13号の2様式

富山県教育委員会 殿	年 月 日
保持団体事務所所在地	
名称	
代表者 氏名	
<u>富山県指定無形文化財(富山県登録無形文化財) 保持団体名称等変更届</u>	
下記のとおり変更したから届け出ます。	
1 名称	記
2 認定書の記号番号	
3 認定された年月日	
4 変更前の名称(代表者)(構成員)(事務所所在地)	
5 現在の名称(代表者)(構成員)(事務所所在地)	
6 変更した年月日	
7 その他参考となる事項	

第14号様式

富山県教育委員会 殿	年 月 日
相続人住所	

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の保持団体の
名称等変更届に
係る内容の追加

富山県指定無形文化財保持者死亡届 氏名				
富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持者死亡届 条例改正に伴う 県登録無形文化 財の保持者の死 亡届に係る内 容の追加				
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 死亡年月日	5 保持者の住所及び氏名
第15号様式				
富山県教育委員会 殿 保持団体事務所所在地 年 月 日 名称 代表者 氏名				
富山県指定無形文化財（富山県登録無形文化財）保持団体解散届 条例改正に伴う 県登録無形文化 財の保持団体の 解散届に係る内 容の追加				
1 名称	2 認定書の記号番号	3 認定された年月日	4 解散年月日	5 解散の理由
第16号様式 (1) 略				

(2) 無形文化財指定台帳

種 名	類 称
指 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号	
備 考	

(2) 無形文化財指定台帳

種 名	類 称
指 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号	
備 考	

(3) 無形文化財保持者・保持団体認定台帳

種 名	類 称
指 定 書 の 記 号 番 号	
指 定 年 月 日 及 び 告 示 番 号	
備 考	

(4)～(6) 略

(新設)

第17号様式

[1] 無形文化財登録簿

種類	
登録の記号番 号	
登録年月及 び告示番号	

規定期制
同上
條例改正に伴う
県登録無形文化
財の登録簿及び
認定簿の追加

<u>所在地</u>			
<u>保持者 (保持団体)</u>	<u>氏名 (名称)</u>	<u>生年月日 (代表者名)</u>	<u>住所 事務所 所在地</u>
<u>登録理由</u>			
<u>内容</u>			
<u>由来</u>			
<u>沿革</u>			
<u>保存の措置</u>			
<u>その他参考と なる事項</u>			
<u>備考</u>			

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の登録簿及び
認定簿の追加

(2) 登録無形文化財保持者・保持団体認定簿	
<u>種類</u>	
<u>名称</u>	
<u>登録の記号番 号</u>	
<u>登録年月日及 び告示番号</u>	
<u>所在地</u>	
<u>事項</u>	
<u>認定書の記号 番号</u>	
<u>認定年月日及 び告示番号</u>	

び告示番号			
氏名			
団体名称			
芸名又は雅号			
代表者名			
生年月日			
発足年月日			
住所	認定当 時		
事務所	変更後 (変更 年月 日)		
所在地			
所屬する機関 又は団体の名 称及び所在地			
経歴			
解除 年月日	及び告 示番号		
	理由		
		備考	

条例改正に伴う
県登録無形文化
財の登録簿及び
認定簿の追加

(3) 無形民俗文化財登録簿

種類	
名称	
登録年月日及 び告示番号	
所在地	
登録理由	
内容	
生活文化に及 ぼした影響又 は特色	
由来	
沿革	
保存の措置	
行事期間	
その他参考と なる事項	
備考	

第17号様式

出土品譲与申請書	年	月	日
富山県教育委員会 殿			
(法第107条第1項による譲与の場合)			
発見者			

操作下げるの規定整
備

第18号様式

出土品譲与申請書	年	月	日
富山県教育委員会 殿			
(法第107条第1項による譲与の場合)			
発見者			

<p>発見地所有者 (条例第20条の8による譲与の場合) 市町村等の住所及び名称並びに代表者名</p> <p>文化財保護法第107条第1項又は富山県文化財保護条例第20条の8 の規定により、下記1の出土品を下記2によって譲与を受けたいの で申請します。</p> <p>1、2 記</p> <p>※ 添付書類等</p> <p>① 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料 ② 文化財保護法第107条第1項の規定による譲与の申請の場合 で、発見者等が保存、活用するための施設等を有しないときは、 譲与の後にそれらの施設等を有するものに寄託する等により適 切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面</p> <p>③ 富山県文化財保護条例第20条の8の規定による譲与の申請の 場合は、発見者等が市町村等に対する譲与を了承していること を証する書面</p>
--

<p>発見地所有者 (条例第20条の19による譲与の場合) 市町村等の住所及び名称並びに代表者名</p> <p>文化財保護法第107条第1項又は富山県文化財保護条例第20条の19 の規定により、下記1の出土品を下記2によって譲与を受けたいの で申請します。</p> <p>1、2 略</p> <p>※ 添付書類等</p> <p>① 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料 ② 文化財保護法第107条第1項の規定による譲与の申請の場合 で、発見者等が保存、活用するための施設等を有しないときは、 譲与の後にそれらの施設等を有するものに寄託する等により適 切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面</p> <p>③ 富山県文化財保護条例第20条の19の規定による譲与の申請の 場合は、発見者等が市町村等に対する譲与を了承していること を証する書面</p>

条規の規定整備

同上

富山県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案要綱

生涯学習・文化財室

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）により博物館法（昭和26年法律第285号）が改正され、博物館登録の手続等が見直されたことに伴い、所要の規定整備を行うもの
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 博物館法の改正に伴い、定期報告に係る規定及び様式を追加するもの（新第4条及び新第4号様式関係）</p> <p>2 博物館法の改正に伴い、登録申請書の記載事項、添付書類等を改め、公私で2つに分かれていた様式を統一するもの（第1号様式及び第2号様式関係）</p> <p>3 その他規定整備（第1条から第6条まで及び第3号様式から第5号様式まで関係）</p> <p>第2 施行期日 令和5年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	富山県文化財保護条例施行規則（昭和38年富山県教育委員会規則第3号）別途改正予定
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第13号

富山県博物館の登録に関する規則一部改正の件

富山県博物館の登録に関する規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

富山県博物館の登録に関する規則（昭和27年富山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第12条」に改め、「登録を受けようとする者が地方公共団体であるときは」及び「、一般社団法人若しくは一般財団法人又は宗教法人であるときは第2号様式」を削る。

第2条中「第10条」を「第14条第1項」に、「第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第3条を削る。

第4条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定期報告）

第4条 法第16条の規定による定期報告は、第4号様式によるものとする。

第5条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に、「教育委員会」を「富山県教育委員会」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「をまつ消」を「の抹消を」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第1条関係）

博物館登録申請書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第12条の規定により下記の書類を添付して、上記のとおり登録を申請します。

年　月　日

代表者氏名

富山県教育委員会 殿

記

- 1 館則の写し
- 2 地方公共団体が設置する博物館にあつては、当該博物館の設置条例
- 3 地方公共団体以外の法人が設置する博物館にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 4 その他博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とする。

第4号様式中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第4条関係）

博物館定期報告書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第16条の規定により運営の状況を説明する書類を添付して、上記のとおり報告します。

年　月　日

設置者　氏名

富山県教育委員会 殿

第5号様式中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
(登録申請書の様式)	(登録申請書の様式)	
第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第11条の規定による登録申請書の様式は、 <u>登録を受けようとする者が地方公共団体であるときは第1号様式</u> 、一般社団法人若しくは一般財團法人又は宗教法人であるときは第2号様式によるものとする。	第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。） <u>第12条</u> の規定による登録申請書の様式は、 <u>第1号様式</u> によるものとする。	博物館法の改正に伴う条规定整備
(登録原簿への登録)	(登録原簿への登録)	
第2条 法第10条 <u>に規定する博物館登録原簿は、第3号様式によるものとする。</u>	第2条 法第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、 <u>第2号様式</u> によるものとする。	博物館法の改正に伴う規定整備
(陳述)	(削る。)	
第3条 富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。） <u>は、法第14条第2項の規定により当該博物館の設置者に對し、陳述の機会を与えるときは、日時を指定して出頭を命じ、口頭による陳述を求めるものとする。</u>	2 前項の規定により出頭を命ぜられたる者が、 <u>その指定された日時に出頭できないときは、教育委員会の承認を受けて書面による陳述をすることができる。</u>	博物館法の改正に伴う規定整備
(登録申請書の記載事項の変更届出)	(登録申請書の記載事項の変更届出)	
第4条 法第13条第1項の規定による登録申請書の記載事項の変更の届出は、 <u>第4号様式</u> によるものとする。	第3条 法第15条第1項の規定による登録申請書の記載事項の変更の届出は、 <u>第3号様式</u> によるものとする。	博物館法の改正に伴う条规定整備
(定期報告)	(定期報告)	
第4条 法第16条の規定による定期報告は、 <u>第4号様式</u> によるものとする。	博物館法の改正に伴い、定期報告に係る規定を追加する	
(新設)		

(廃止の届出)
第5条 法第15条第1項の規定による博物館廃止の届出
は、第5号様式によるものとする。

(公示)
第6条 次の各号に掲げる場合は、教育委員会においてその都度県報に公示するものとする。
(1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
(3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき。
(4) 法第15条第2項の規定による登録をまつ消したとき。

(廃止の届出)
第5条 法第20条第1項の規定による博物館廃止の届出
は、第5号様式によるものとする。

(公示)
第6条 次に掲げる場合は、富山県教育委員会においてその都度県報に公示するものとする。
(1) 法第11条の規定による登録をしたとき。
(2) 法第15条第2項の規定による変更登録をしたとき。
(3) 法第19条第1項の規定による登録の取消をしたとき。
(4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

もの

博物館法の改
正に伴う条
れの規定整備

規定整備
博物館法の改
正に伴う条
れ等の規定整
備

同上

博物館法の改
正に伴い、登録
申請書の記載
事項、添付書類
等を改めるも
の

博物館法第12条の規定により下記の書類を添付して、上記のと
おり登録を申請します。

第1号様式（第1条関係）

博物館登録申請書	
事項	記載欄
設置者の名称	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第11条の規定により下記の書類を添付して、上記のと
おり登録を申請します。
年 〇〇月 〇〇日 氏 〇〇市町村長 氏 〇〇名
富山県教育委員会 謹
1 設置条例の写し
2 館則の写し

記

1 館則の写し
2 地方公共団体が設置する博物館にあつては、当該博物館の

- 3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した
書面及びその図面
- 4 当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに
関する書類
- 5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ご
との氏名を記載した書面
- 備考
博物館資料目録は、次の様式によること。

(様式)

博物館資料目録	
資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

(註) 詳細な資料目録の内訳は、できるだけ別に添付すること。

第2号様式(第1条関係)

博物館登録申請書	
事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第11条の規定により下記の書類を添付して、上記のと
おり登録を申請します。

年 月 日 法人又は宗教法人 氏 名
代 表 者

富山県教育委員会 殿

記

- 設置条例
- 3 地方公共団体以外の法人が設置する博物館にあつては、当
該法人の登記事項証明書
- 4 その他博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合し
ていることを証する書類

博物館法の改
正に伴い、公私
で2つに分か
れていた登録
申請書の様式
を統一するも
の

1 法人の定款の写し又は宗教法人の規則の写し

2 館則の写し

3 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した

書面及びその図面

4 当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する

書類

5 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面

備考 博物館資料目録の様式は、第1号様式に示すところによる。

第3号様式 略

第4号様式 (第4条関係)

博物館登録申請書変更届

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

博物館法第13条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日 設置者 氏 名
富山県教育委員会 殿

博物館法第15条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日 設置者 氏 名
富山県教育委員会 殿

繰上げの規定
整備

同上

第3号様式 (第3条関係)

博物館登録申請書変更届

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	

博物館法の改
正に伴う条
れの規定整備

(新設)

第4号様式(第4条関係)

博物館定期報告書

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

博物館法第16条の規定により運営の状況を説明する書類を添付して、上記のとおり報告します。

年 月 日 設置者 氏名

富山県教育委員会 殿

第5号様式(第5条関係)

博物館廃止届

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

博物館法第15条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日 設置者 氏名

富山県教育委員会 殿

博物館法の改正に伴い、定期報告に係る様式を追加するもの

博物館法の改正に伴う条ずれの規定整備

第5号様式(第5条関係)

博物館廃止届

事項	記載欄
設置者の名称及び住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	
登録記号番号	
廃止年月日	
廃止の理由	
廃止後の処置	

博物館法第20条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。

年 月 日 設置者 氏名

富山県教育委員会 殿

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

教職員課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性	<p>教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(令和4年文部科学省令第30号)により教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)が改正され、幼保特例制度の新特例(※)が設けられたことに伴い、所要の改正を行うもの</p> <p>※ 現行特例の要件である勤務経験(3年かつ4,320時間以上)に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員について、修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす特例</p>
2 規則案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 教育職員免許法施行規則の改正に伴う幼保特例制度の新特例の実施に係る規定整備(様式第2号の2関係)</p> <p>2 その他規定整備(様式第2号関係)</p> <p>第2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第14号

富山県教育職員免許状に関する規則一部改正の件

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を次のように改正する。

令和5年3月17日 提出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第2号（表）中

「事由
(休職・産休・育休・病休の別)」

「事由
(休職、産休、育休、病休等の別)」に

改める。

様式第2号の2中

勤務期間 :	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。

実労働時間 : 時間

を

勤務期間	実労働時間	職名
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	
年 月 日から 年 月 日まで	時間	

年 月 日から	年 月 日まで	時 間	
勤務しなかつた期間		事由（休職、産休、育休、病休等の別）	
年 月 日から	年 月 日まで		
年 月 日から	年 月 日まで		
年 月 日から	年 月 日まで		

に改め、同様式（注）中「4320時間以上」を「4,320時間以上（新特例を適用する場合は加えて2年かつ2,880時間以上）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

富山県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

第1条、第2条 (略)	現行	第1条、第2条 (略)	改正案	備考
(普通免許状授与の出願)		(普通免許状授与の出願)		
第3条 免許法第4条の2第1項若しくは第2項、第5条第1項、第16条第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、附則第8項若しくは附則第11項、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号。以下「昭和29年改正法」という。）附則第10項若しくは教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項若しくは附則第3項の規定により、免許状の授与を受けようとする者（教育職員検定による出願者を除く。）又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき特別支援教育領域の追加を申し出る者（教育職員検定による出願者を除く。）は、次に掲げる書類を富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。	第3条 (同左)	(1)～(3) (略) (4) 実務に関する証明書（様式第2号）。施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定の適用を受けようとする者に限る。 (5)～(7) (略)	(1)～(3) (略) (4) (同左) (5)～(7) (略)	

(検定による普通免許状授与の出願)

第4条 普通免許状の授与を受けるため、免許法第6条第1項若しくは第3項の教育職員検定を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定に基づき教育職員検定により特別支援教育領域の追加を申し出る者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

- (1)～(5) (略)
- (6) 実務に関する証明書（必要のある者に限る。）

<p>(7) 保育実務に関する証明書（様式第2号の2。必要のある者に限る。） (8)～(11) (略)</p> <p>第4条の2、第5条 (略)</p>	<p>(7) (同左) (8)～(11) (略)</p> <p>第4条の2、第5条 (略)</p> <p>(自立教科の免許状の出願)</p> <p>第6条 施行規則第64条第1項又は第65条の規定により、自立教科の免許状の授与又は教育職員検定（以下この条において「検定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略) (6) 実務に関する証明書（検定を受ける場合に限る。） (7)～(10) (略)</p> <p>第7条～第19条 (略)</p> <p>別表第1、別表第2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>	<p>(自立教科の免許状の出願)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>第7条～第19条 (略)</p> <p>別表第1、別表第2 (略)</p> <p>様式第1号 (略)</p>
---	--	--

様式第2号(第3条、第4条、第6条関係)(表)

勤務の記録	休職に関する事項	年月日生										
		期間		中高のみ (科目)	担当教科 (科目)	週時数	勤務場所	職名	備考			
自年月日	至年月日											
在職に関する事項												
(注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。 2 旧吉・盤・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。 3 義務教育学校及び中等教育学校の勤務期間については、所属課程(前期・後期)まで記入すること。 4 週時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。												
事由	期間	年月日	至年月日	年月数	備考							
(休職・産休・育休・病休の別)												

様式第2号(第3条、第4条、第6条関係)(表)

氏名 (氏姓) (通称名)		期 間		年 月 数		中 高 のみ 担 任 教 科 (科 目)		勤 務 場 所		職 名		年 月 日 生	
		自 年 月 日	至 年 月 日										
在 職 に 関 す る 事 項													
(注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。 2 旧首・塾・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。 3 義務教育学校及び中等教育学校の勤務期間については、所属課程(前割・後割)まで記入すること。 4 週時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。													
休 職 に 関 す る 事 項		事 由		期 間		年 月 数		備 考					
(休職、産休、育休、病休等の別)		自 年 月 日		至 年 月 日									

(注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。
2 旧言・語・養護学校の勤務期間については、学部・種別及び所属学部まで記入すること。
3 本学では、准看護師としての実習は、准看護師としての実習である。

、後方教育子校及び中央教育子校の勤務期間については、所属職種（前例：委嘱）記入すること。

1 遇時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。
2 申込書

年月日

勤務の記

3 義務教育学校及び中等教育学校の物語別に、そばは、所屬教員（前割・後割）まで記入すること。

4 週時数欄の()には、申請に係る教科の時数を記入すること。

卷之三

1

備註規

(裏)
(略)

様式第2号の2 (第4条関係)

1. 勤務者氏名及び生年月日
氏名：
(旧姓)：
(通称名)：
生年月日：

2. 良好な成績で勤務した期間等
勤務期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。
実労働時間：

3. 施設の概要
施設名：
認可等年月日：
所在地：(〒)
電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名
証明者

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに保育実務に関する証明書が必要になる。

(裏)
(略)

様式第2号の2 (第4条関係)

保育実務に関する証明書

親展書
本人記入不可

保育実務に関する証明書

親展書
本人記入不可

保育実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日
氏名：
(旧姓)：
(通称名)：
生年月日：

2. 良好な成績で勤務した期間等
勤務期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※ただし、産休・育休・病休等の休職期間を除く。
実労働時間：

3. 施設の概要
施設名：
認可等年月日：
所在地：(〒)
電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名
証明者

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに保育実務に関する証明書が必要になる。

様式第3号～様式第21号 (略)

様式第3号～様式第21号 (略)

「富山県学校教育情報化推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき、県の学校教育の情報化の推進に関する計画を定めるもの。

※ 都道府県には、国の学校教育情報化推進計画を基本に、計画策定の努力義務あり。

2 計画の概要

(1) 計画の性格

- ・ 学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- ・ 「第3期富山県教育振興基本計画」に掲げる横断的な取組みと重要テーマに総合的・計画的に取り組むための計画

(2) 計画期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

(3) 計画の目標

ICTを活用し、児童生徒の力を最大限に引き出すとともに、業務の効率化など教育現場の負担軽減等を図り、ひいては教育をより良い方向に変革する。

(4) 施策の基本方針

- ① ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- ② 教職員のICT活用指導力の向上
- ③ ICTを活用するための環境整備
- ④ ICT推進体制の整備と校務の改善

(5) 計画の推進

教育にかかわる者（「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもの周りの地域」、「企業や大学等」）が連携を図って「チーム富山教育」を推進

3 これまでの経緯

R元年6月 学校教育の情報化の推進に関する法律施行

R3年度 富山県教育DX推進会議：計画に取り込むテーマについて協議（計3回）

R4年4月 国「学校教育情報化推進計画（案）」公表

R4年6月 富山県教育DX推進会議：計画に取り込むテーマについて協議

R4年10月 富山県教育DX推進会議：計画（素案）について協議

R4年12月 国「学校教育情報化推進計画」公表

R5年2月 富山県教育DX推進会議：計画（案）について協議

富山県学校教育情報化推進計画の概要

令和5年3月 富山県教育委員会

計画の性格	1 学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画 2 「第3期富山県教育振興基本計画」に掲げる横断的な取組みと重要テーマに総合的・計画的に取り組むための計画
計画期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度まで[5年間]
計画の目標	ICTを活用し、児童生徒の力を最大限に引き出すとともに、業務の効率化など教育現場の負担軽減等を図り、ひいては教育をより良い方向に変革する。
計画の現状と課題	↑ ○すべての県民が生き生きと自分らしく暮らせる ○「真の幸せ(ウェルビーイング)」の向上 ○SDGs(持続可能な開発目標)に掲げられた「質の高い教育」を目指し、 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 ⇒ 国:GIGAスクール構想等の実現 教育にかかわる者(「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもとの周りの地域」、「企業や大学等」)が連携を図って「チーム富山教育」を推進 超スマート社会(Society5.0)の到来により、児童生徒の「情報活用能力」や「問題発見・解決能力」等の育成が不可欠 ⇒ 今後は、整備したICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを推進 児童生徒の資質・能力を確実に育成していくことが重要 ・教員のICT活用指導力の向上と、教育現場への支援体制の強化が必要 ・教員の力を最大限引き出すため、業務の効率化など教育の負担軽減が必要 ・整備したICT環境の安定運用と計画的な更新が必要

〔参考〕文部科学省 令和3年度における教育の情報化の実態等に関する調査結果(R4.10月)

施策の基本方針	基本方針1 ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
	① Society 5.0といわれる超スマート社会や人生100年時代等、変化の激しい時代において、ICTを活用した新しい教育様式による未来の富山を担う児童生徒を育成します。 ② ICTを活用し、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向けた力、人間性等の育成を図ります。 ③ 情報モラル教育等を進めることで、保護者や家庭の状況により格差が生じないよう、学校と家庭の一層の連携協力を行います。 ④ 実践例の紹介や研修の充実などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。 ⑤ ICTの活用により、子どもたちの学びを保障します。 ⑥ プログラミング教育を推進します。 ⑦ ICTの活用により、障害のある児童生徒の健康面への影響について配慮します。 ⑧ 視力をはじめ、ICT機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮します。
主な参考指標 〔R9年度の目標〕	主な参考指標 〔R9年度の目標〕
基本方針2 教職員のICT活用指導力の向上	① ICT活用指導力向上及び情報セキュリティや情報モラルに関する教職員研修を推進します。 ② 障害のある児童生徒等に合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的な配慮を提供します。 ③ 市町村と連携してICTの活用や研修を一括的に推進します。
主な参考指標 〔R9年度の目標〕	主な参考指標 〔R9年度の目標〕
基本方針3 ICTを活用するための環境整備	① 総合的・計画的なICT教育環境の整備を図ります。 ② 教育データの利活用のため、新しい技術や環境の導入に向けた検討を進めます。 ③ デジタル教科書教材を活用し、学びの中に効果的に取り込むことで、教育活動の充実につなげます。 ④ 学校図書館とICTを活用して収集した情報の比較・検索などにより、情報の収集・選択・活用能力を育成します。 ⑤ 市町村と連携してICTの環境整備を進めます。 ⑥ 個人情報の保護・セキュリティ対策に取り組み、教員及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を図ります。 ⑦ 著作権への理解の促進を図ります。
主な参考指標 〔R9年度の目標〕	主な参考指標 〔R9年度の目標〕
基本方針4 ICT推進体制の整備と校務の改善	① 教育環境のデジタル化を計画的かつ組織的に取り組み、「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもたちの周りの地域」、「企業や大学等」)が連携を図って「チーム富山教育」を推進します。 ② 教育にかかわる者(「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもたちの周りの地域」、「企業や大学等」)が連携を図って「チーム富山教育」を推進します。 ③ 外部人材等のさらなる活用を推進します。 ④ 校務のICT化による業務の効率化を図ります。
主な参考指標 〔R9年度の目標〕	主な参考指標 〔R9年度の目標〕

公立学校教員の1箇月あたりの時間外在校等時間が月45時間以内となっている割合 ⇒ [100%に近づける]

※各指標は概ね全国平均以上だが、地域や学校によつて差がある
※「全国平均」とは、小学校、中学校、義務教育女子、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことをいふ。
※「大規模系標準」とは、クリアタク、アダクタビリティ等のことをいふ。
※子供の年齢によって、

富山県学校教育情報化推進計画

令和5年3月
富山県教育委員会

目次（構成）

第1章 計画の策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画の性格	- 2 -
3 計画期間	- 2 -
4 計画の目標	- 2 -
5 基本方針	- 2 -
6 計画の推進	- 3 -
7 計画の実効性の確保	- 3 -
第2章 現状と課題	- 4 -
1 国の動向	- 4 -
2 本県の現状と課題	- 6 -
第3章 基本方針と施策	- 12 -
基本方針1：ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成	- 12 -
1 取組みの基本方向	- 12 -
2 主な施策	- 12 -
3 参考指標	- 15 -
基本方針2：教職員のICT活用指導力の向上	- 16 -
1 取組みの基本方向	- 16 -
2 主な施策	- 16 -
3 参考指標	- 17 -
基本方針3：ICTを活用するための環境整備	- 18 -
1 取組みの基本方向	- 18 -
2 主な施策	- 18 -
3 参考指標	- 21 -
基本方針4：ICT推進体制の整備と校務の改善	- 22 -
1 取組みの基本方向	- 22 -
2 主な施策	- 22 -
3 参考指標	- 24 -
用語の解説	- 26 -

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向性を示す第2期教育大綱（令和2（2020）年度）及び第3期教育振興基本計画（令和3（2021）年度）を策定しました。

第1期大綱及び第2期教育振興基本計画において掲げた基本理念及び9つの基本方針を引き継ぎつつ、向こう5年間で、本県教育の重要施策を効果的に推進するため、この対象期間内に取り組むべき3つの横断的な取組みや、重点的・優先的に取り組むべき10の重要テーマを掲げました。

- 9つの基本方針を貫く3つの横断的な取組み
 - 技術革新やグローバル化など社会の変化に対応できるよう「課題解決型の教育」の展開
 - 社会全体のDX加速に応じた教育環境のデジタル化による「ICT教育」の推進
 - 地域社会とつながる、教え合い学び合う協働的な学び「チーム富山教育」の実現
- 9つの基本方針を踏まえて取り組む施策の中で、重点的・優先的に取り組む10の重要テーマ
 - プロジェクト学習（PBL）の推進
 - ICTを活用した教育の推進
 - キャリア教育の推進
 - 働き方改革の推進
 - 不登校児童生徒の教育機会の確保
 - 少人数教育の推進
 - 幼児教育、特別支援教育の充実
 - 高等学校の特色化・魅力化
 - 外国人児童生徒教育の推進
 - データサイエンス教育の推進

この横断的な取組みや重要テーマに総合的・計画的に取り組むため、学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）に基づき、本県が目指す学校教育の情報化の姿（目標）や施策の基本的方向などを明確に示し、必要な教育施策を体系的に整理する「富山県学校教育情報化推進計画」を策定することとしました。

2 計画の性格

- (1) 学校教育の情報化の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画
- (2) 「第3期富山県教育振興基本計画」に掲げる横断的な取組みと重要テーマに総合的・計画的に取り組むための計画

3 計画期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、近年のICTの分野は、技術革新による大きな変動の時期にあるため、教育の情報化を推進する上では、取組の内容が時代の趨勢に合致した、より効果的・効率的なものとなるよう常に意識しておく必要があります。このため、本計画は、国の動向や社会の変化を見据えながら、適宜見直しを行うこととします。

4 計画の目標

ICTを活用し、児童生徒の力を最大限に引き出すとともに、業務の効率化など教育現場の負担軽減等を図り、ひいては教育をより良い方向に変革する。

この取り組みを通じて、第3期富山県教育振興基本計画の基本理念である「ふるさと富山に誇りと愛着を持ち、地域社会や全国、世界で活躍し、未来を切り拓く人材の育成 ー 真の人間力を育む教育の推進 ー」に繋げます。

《目指す姿》

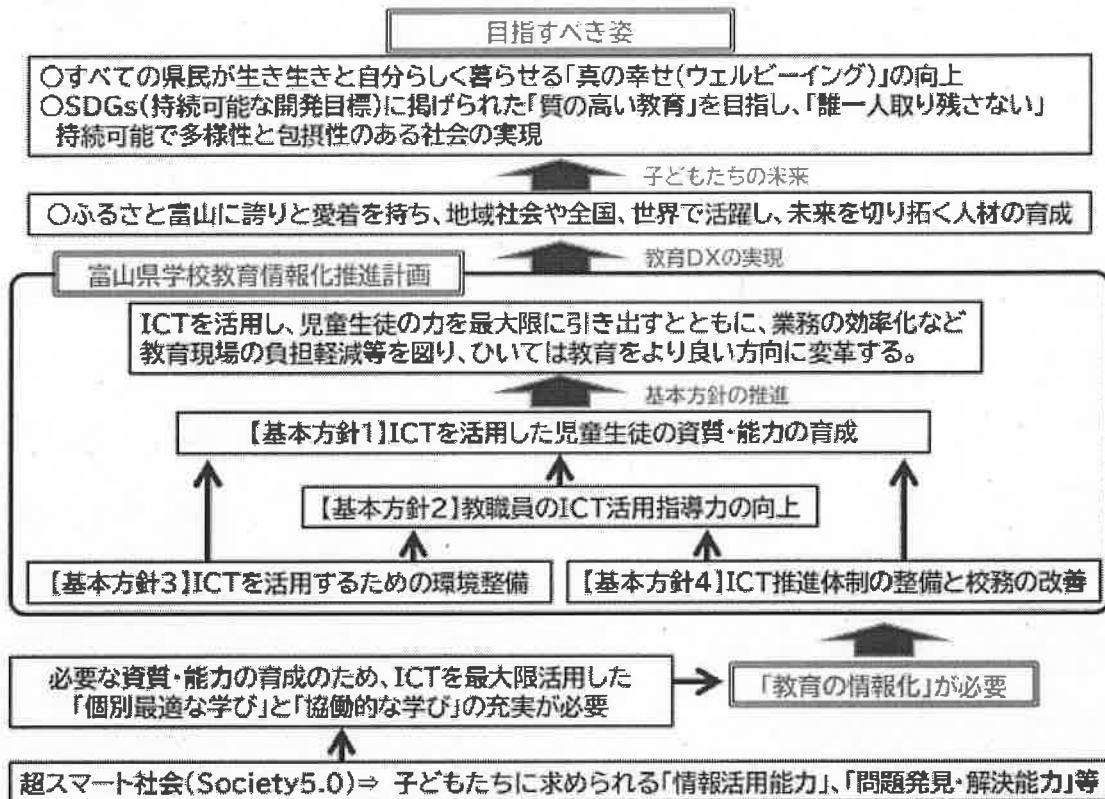
- すべての県民が生き生きと自分らしく暮らせる「真の幸せ（ウェルビーイング）」の向上
- SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた「質の高い教育」を目指し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

5 基本方針

計画の目標を実現するための4つの基本方針

- (1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成
- (2) 教職員のICT活用指導力の向上
- (3) ICTを活用するための環境整備
- (4) ICT推進体制の整備と校務の改善

【目標の実現に向けたイメージ】



6 計画の推進

計画の推進は、教育に携わる様々な者が、それぞれの役割を踏まえつつ、知恵と力を出し合いながら、県民総ぐるみで取り組むことが必要です。

そのため、教育にかかわる者（「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもの周りの地域」、「企業や大学等」）が連携を図って「チーム富山教育」を推進します。

7 計画の実効性の確保

この計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のP D C Aサイクルによるマネジメントシステムにより計画の実効性を確保していきます。

第2章 現状と課題

1 国の動向

● 学校教育の情報化の推進に関する法律

学校教育の情報化の推進に関する法律において、国・地方公共団体等の責務が規定され、教育の情報化を計画的に推進することとされました。この法律に基づき、文部科学省は令和4年12月に「学校教育情報化推進計画」を策定し、国としての学校教育の情報化の推進に関する施策の方向性やロードマップが示されました。なお、都道府県及び市町村に対しては、国の計画を基本として、都道府県及び市町村における情報化の推進に関する計画を定める努力義務が規定されています。

● G I G Aスクール構想

文部科学省は、Society 5.0 時代を生きる子どもたちにとって、I C T環境整備を急務とし、令和元年12月に「G I G Aスクール実現推進本部」を設置しました。G I G Aとは、「Global and Innovation Gateway for All（すべての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味します。この構想は、当初は令和5年度までに児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を掲げて、取組みが進められていました。その後、新型コロナウイルス感染拡大と新たな生活様式への対応から、令和2年度へ前倒して整備が進められました。

文部科学省は、これにより、デジタル化の3段階のうち、第1段階の準備は整ったとし、今後は、すべての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国すべての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが適当であるとしています。

※ デジタル化の3段階

- ① デジタイゼーション＝アナログ情報のデジタル化
- ② デジタライゼーション＝サービスや業務プロセスのデジタル化
- ③ デジタルトランスフォーメーション（DX）＝サービスや業務、組織の変革

● 令和の日本型学校教育

文部科学省から公表された「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（中教審答申、令和3年1月）では、「すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」が重要であること、また、これから時代に求められる資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が重要であり、これから学校教育を支える基盤的なツールとして、I C Tの活用が必要不可欠であることが示されています。

● 教育データ利活用ロードマップ

令和4年1月、デジタル庁が総務省、文部科学省及び経済産業省と連携して、「教育データ利活用ロードマップ」を公表しました。国として、教育のデジタル化のミッションを「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」と掲げ、そのためのデータの①スコープ（範囲）、②品質、③組み合わせの充実・拡大という「3つの軸」を設定し、これらを実現するために、教育データの流通・蓄積の全体設計（アーキテクチャ（イメージ））を提示し、その実現に向けた工程表が示されています。

2 本県の現状と課題

本県の県立学校では、平成28年度から学習系と校務系のネットワーク分離に着手するとともに、学習系ネットワークに無線LAN環境の整備を進めてきました。併せて、一定数のタブレット端末等の配備も進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で一斉臨時休業が実施されたことを受け、早急に児童生徒の学びを保障する必要が生じたことから、令和4年・令和5年までに整備予定としていた児童生徒・教員1人1台端末環境の整備を、令和3年夏までに前倒して完了しました。

県内の市町村立学校については、国のGIGAスクール構想を受けて、ネットワークの再構築や児童生徒の1人1台端末環境の整備が急速に進められ、令和2年度末までに全市町村で整備が完了しました。

今後は、整備したICTを活用して、個別最適な学びと協働的な学びを推進し、児童生徒の資質・能力を確実に育成していくことが求められます。そのためには、教員のICT活用指導力の向上と、教育現場への支援体制の強化を図っていかなければなりません。本県の教員が授業中にICTを活用して指導する能力は全国平均を上回っており、ICT利活用に意欲的な教員が増加している中、教員が対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育とを使いこなし、協働的な学びを展開することがますます重要です。また、教員の力を最大限に引き出すためには、業務の効率化など教育の負担軽減を図っていくことも必要です。

さらに、整備したICT環境の安定運用を図るとともに、計画的な更新を着実に進めていくことも重要です。特に、近年のICT分野は技術革新による大きな変動時期にあることから、時代の趨勢に合致した、より効果的・効率的なICT教育環境の構築に、継続して取り組んでいくことが必要です。

本県はこれまで、学校や家庭、地域が連携して真の人間力を育む教育を展開し、全国学力・学習状況調査の平均正答率で毎年度全国トップクラスを維持するなど、「教育県富山」としての取り組みを着実に進めてきました。

しかしながら、様々な研究結果から、ICTの活用が子どもたちの持つ資質や能力を引き出すために効果的であることや、地域や学校によってICTの利活用状況に差がでてきていることなどが明らかとなっており、まさに今、本県の教育に変革が求められる時期に来ていることを、県全体で共有していかなければなりません。

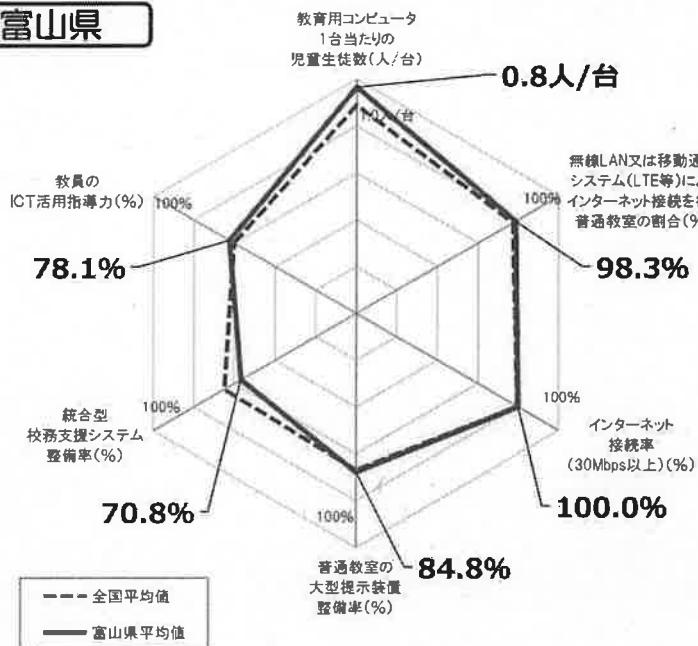
【参考】

文部科学省

R4.10月 令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(確定値)

教育の情報化の実態に係る主な指標（概要）

富山県



指標(全学校種)	富山県平均値	全国平均値
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数	0.8人/台	0.9人/台
無線LAN又は移動通信 システム(LTE等)により インターネット接続を行う 普通教室の割合	98.3%	96.7%
インターネット接続率 (30Mbps以上)	100.0%	99.4%
普通教室の 大型提示装置整備率	84.8%	83.6%
統合型校務支援 システム整備率	70.8%	81.0%
教員のICT活用指導力	78.1%	75.3%

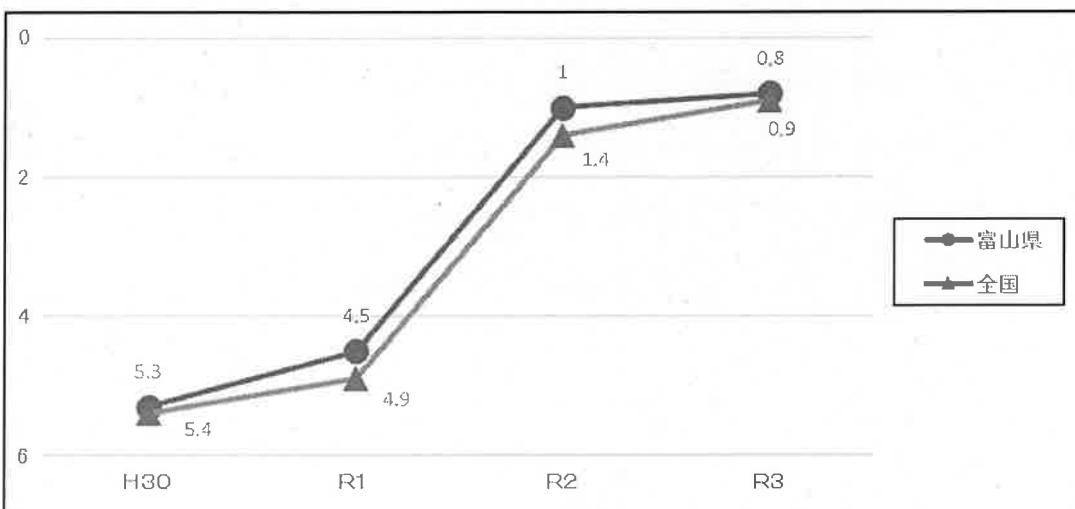
*「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高

等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことという。

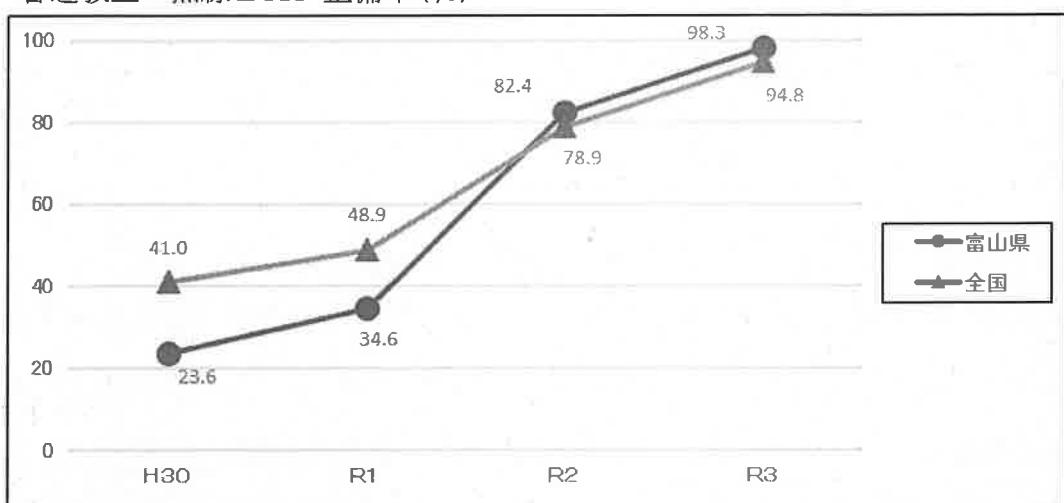
*「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電

子黒板のことという。

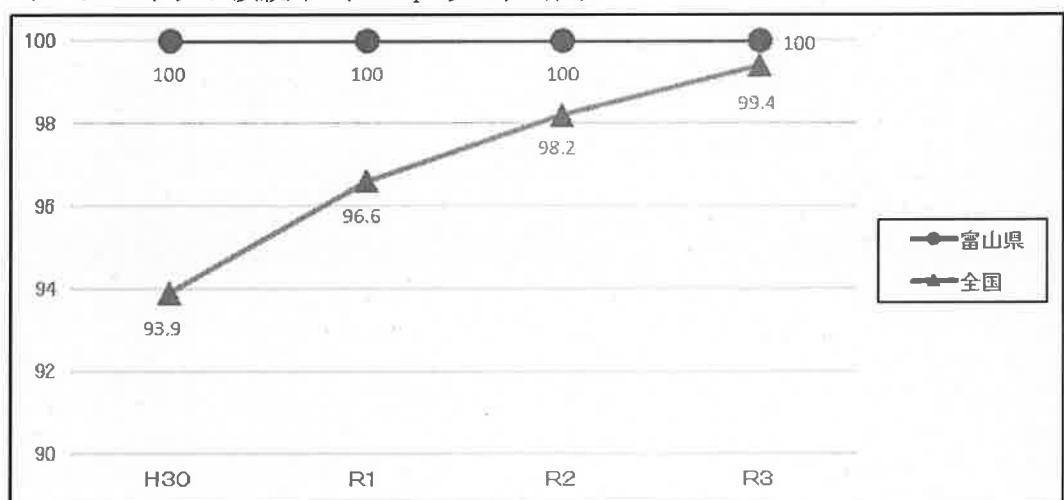
● 教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数(人/台)



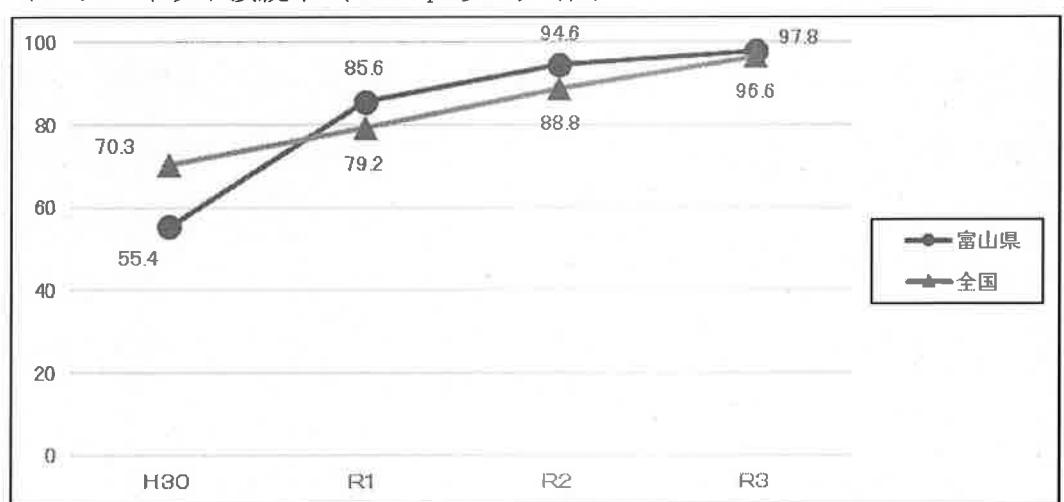
● 普通教室の無線LAN整備率(%)



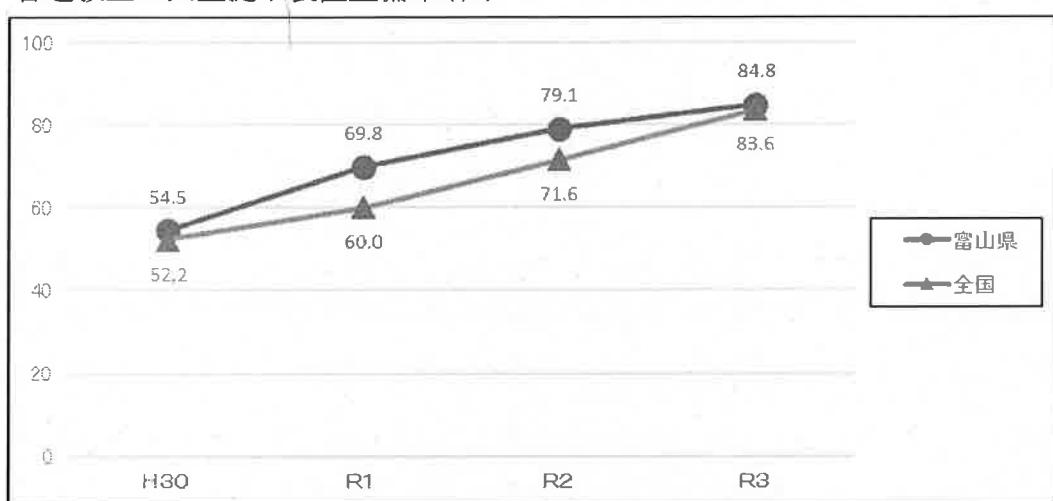
● インターネット接続率(30Mbps以上)(%)



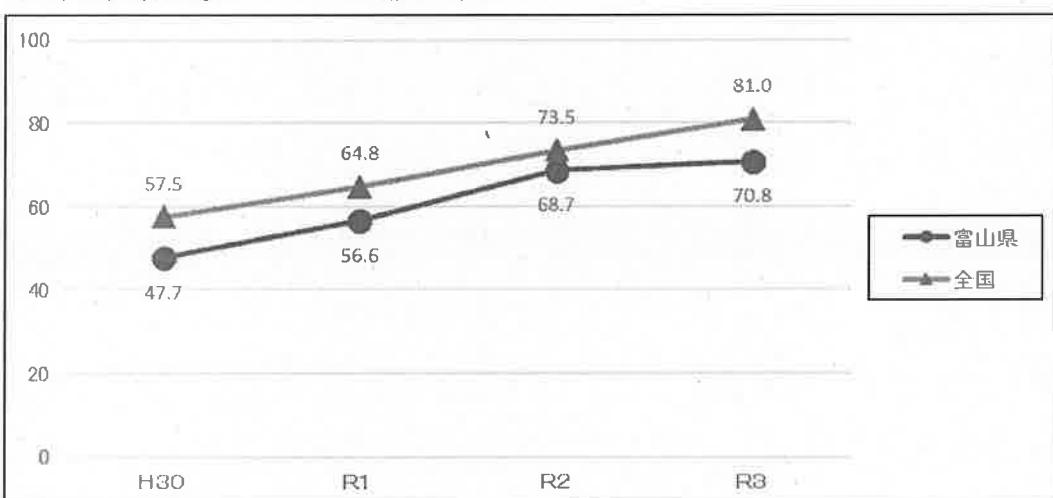
● インターネット接続率(100Mbps以上)(%)



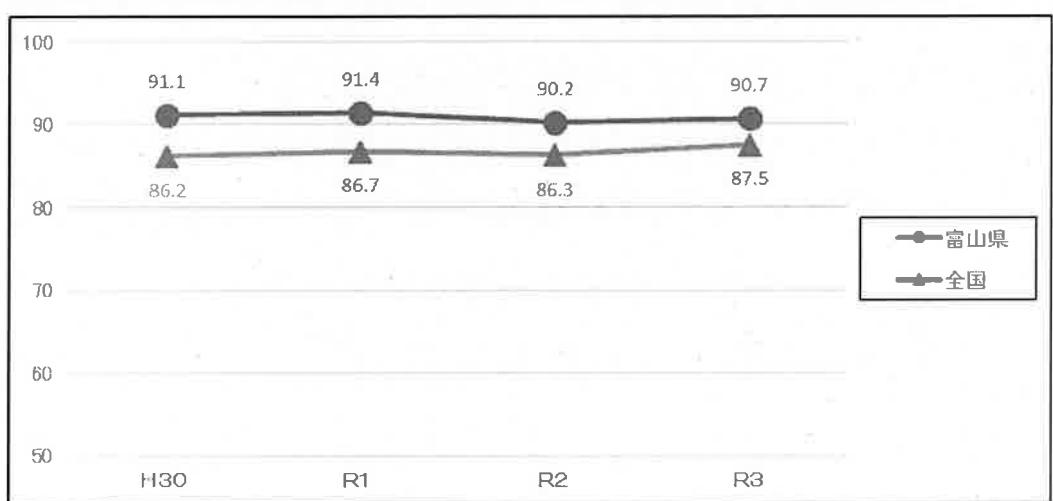
● 普通教室の大型提示装置整備率(%)



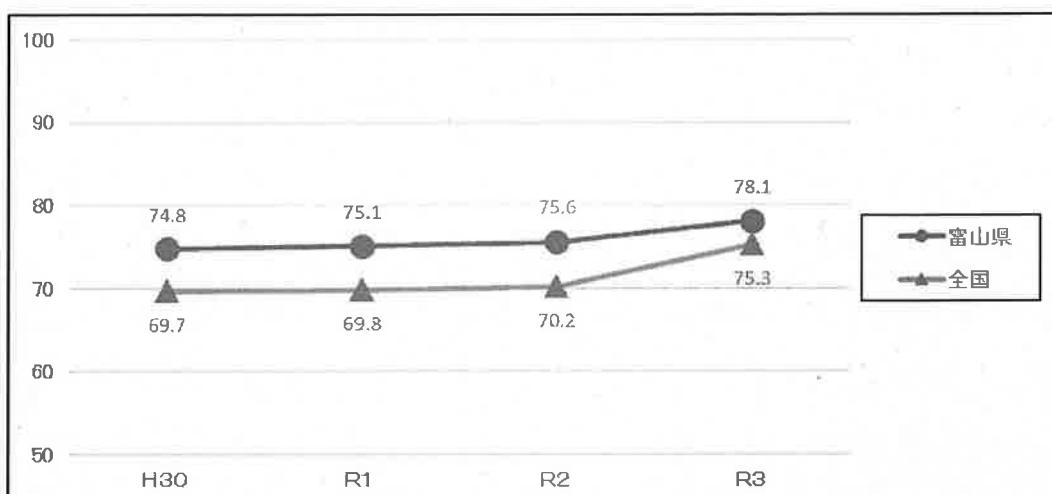
● 統合型校務支援システム整備率(%)



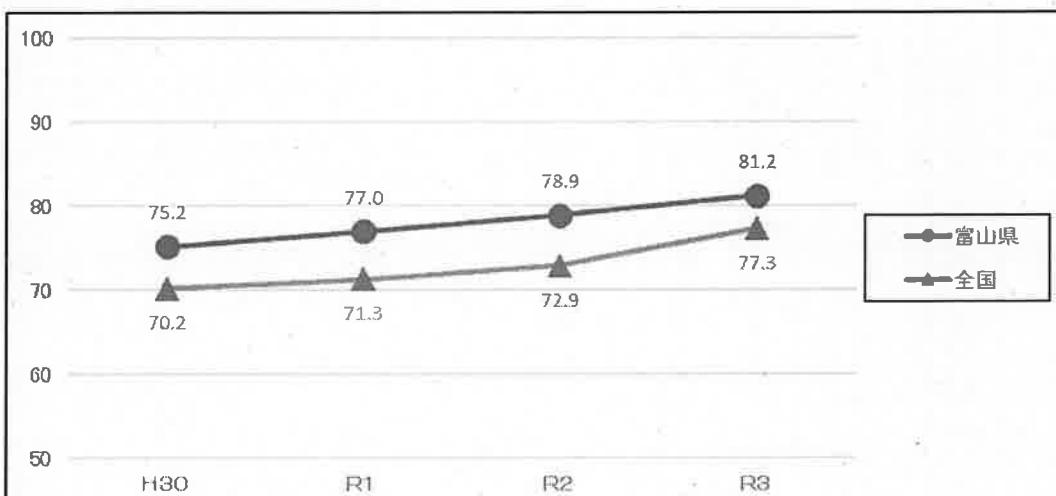
● 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力(%)



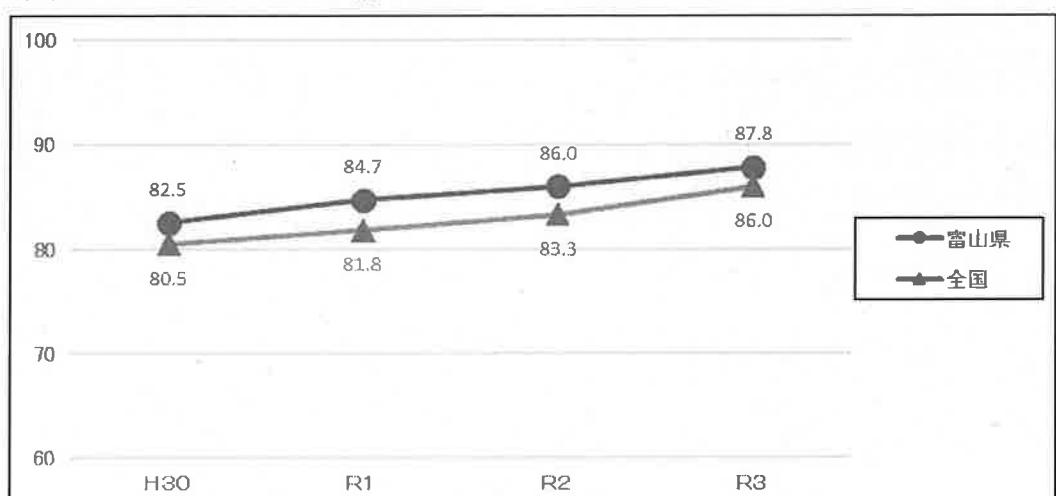
● 授業に I C T を活用して指導する能力(%)



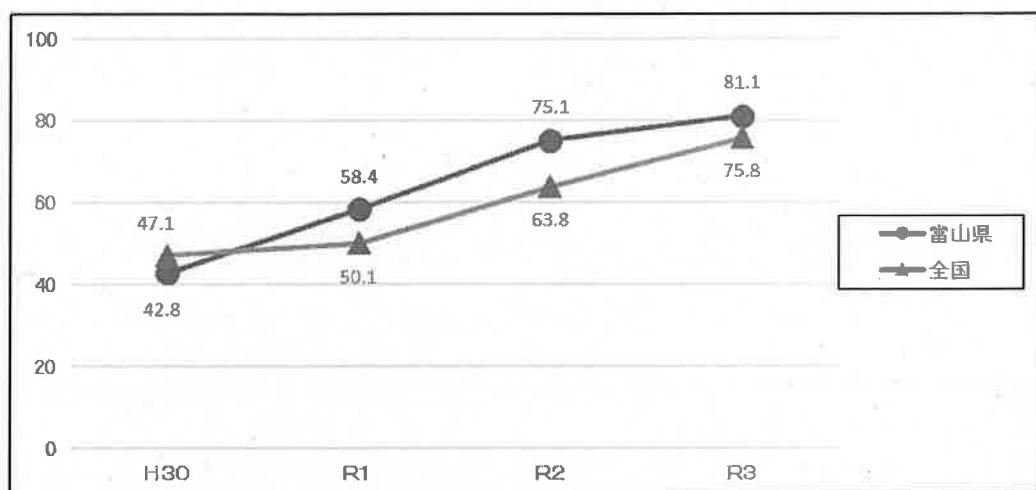
● 児童生徒の I C T 活用を指導する能力(%)



● 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力(%)



● 令和3年度中にI C T活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合(%)



第3章 基本方針と施策

基本方針1：ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

1 取組みの基本方向

- ① Society 5.0といわれる超スマート社会や人生100年時代等、変化の激しい時代において、ICTを活用した新しい教育様式による未来の富山を担う児童生徒を育成します。
- ② ICTを活用し、児童生徒の知識及び技能の確実な習得とともに、思考力、判断力、表現力、学びに向かう力、人間性等の育成を図ります。
- ③ 情報モラル教育等を進める中、保護者や家庭の状況により格差が生じないよう、学校と家庭の一層の連携協力を推進します。
- ④ 実践例の紹介や研修の充実などにより、対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式を実践します。
- ⑤ ICTの活用により、子どもたちの学びを保障します。
- ⑥ プログラミング教育を推進します。
- ⑦ ICTの活用により、障害のある児童生徒等への教育の充実を図ります。
- ⑧ 視力をはじめ、ICT機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮します。

2 主な施策

- ① ICTを活用した新しい教育様式による未来の富山を担う児童生徒の育成
 - ・ ICT活用の特性・強みを生かした、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
 - ・ ICTの活用により、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する個に応じた指導及び異なる考え方の組み合わせにより、よりよい学びを生み出す協働的な学びの実践
 - ・ ICTを活用したフィールドワーク（現地調査）や身近な地域調査、自然体験活動など、実地で学ぶ学習の推進
- ② ICTを活用した思考力、判断力、表現力等の育成
 - ・ 目的や意図に応じて、必要な情報を収集、整理、分析、表現し、受け手の状況を踏まえて発信する力を育成する授業実践の推進（活用事例の周知や研修の開催）
 - ・ 問題解決や探究の場面等において、ICTを効果的に活用して問題を発見・解決し、自分の考えを形成していく力を育成する授業の実践

③ 情報モラル教育等の推進における学校と家庭の連携

- ・ 児童生徒が1人1台端末を家庭に持ち帰って自宅学習で活用できるよう、家庭でもつながる通信環境の整備や情報セキュリティの保護、情報モラル教育の実践
- ・ スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの適切な利用方法と情報技術が急速に進化していく時代にふさわしい情報モラルを学ぶ教育の推進
- ・ 高校と市町村が実施する「学校ネットルールづくり」の取組みへの支援
- ・ 学校、家庭、地域が連携したスマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの適切な利用を呼びかけるPTA活動への支援

④ 対面指導と遠隔・オンライン教育の適切な組み合わせによる新しい教育様式の実践

- ・ 対面指導で行うべきものと遠隔・オンライン教育で行うことができるものについての整理・分析
- ・ 各教科の授業のほか、学校行事や生徒との面談などの授業以外においても1人1台端末の利活用を進めるなど、オンライン教育の研究・推進
- ・ 教師による対面指導や児童生徒同士の関わり合い、体験活動などによる、豊かな人間性や規範意識、公共心、道徳性など、オンライン教育だけでは培えない資質の育成

⑤ I C T活用による学びの保障

- ・ 自然災害や感染症等による臨時休業に備えた遠隔・オンライン教育の実施体制の整備
- ・ 遠隔・オンライン教育における児童生徒の学習意欲を高める指導方法の研究・実践
- ・ 学校で学びたくても学べない児童生徒（病気療養、不登校など）に対するオンライン等を活用した授業配信やI C T教材の提供、遠隔での相談の実施など様々な教育機会の提供
- ・ I C T等を活用した外国人児童生徒の学びの支援

⑥ プログラミング教育の推進

- ・ 論理的思考力や情報活用能力などの資質・能力の育成を目指したプログラミング教育等指導法の研究・実践
- ・ 小・中・高校・特別支援学校における発達段階に即したプログラミング教育の推進
 - ▽ 小学校における各学校の児童の実態、学校教育目標、環境整備や指導の実情等に応じたプログラミング教育の推進
 - ▽ 中学校における技術・家庭科等でのプログラミング教育の推進
 - ▽ 高校における共通教科「情報」等でのプログラミング教育の推進
 - ▽ 特別支援学校における児童生徒の障害の状態や発達の段階等に応じたプログラミング教育の推進
- ・ 独創的な思考と高度な技術をもつ人材の育成のため、中高生が高度なプログラミングスキルを習得し、実践する機会や、小学生がプログラミングに親しむ機会の創出

⑦ I C T の活用による障害のある児童生徒等への教育の充実

- ・ 児童生徒への 1 人 1 台端末の配備や I C T の活用による障害に応じた指導・個別最適な学びと協働的な学びの推進

⑧ 健康面への配慮

- ・ I C T 活用における、目など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有
- ・ 子どもたちの近視の状況等について、継続して調査等を実施

3 参考指標（基本方針の目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	現況	目標 令和9年度 (2027年度)	目標設定の考え方
学習にICT機器を使うことが勉強に、「役に立つと思う」、「どちらかといえば役に立つと思う」の児童生徒の割合 【全国学力・学習状況調査】	公立小学校 94.6% 公立中学校 91.6% 〔 2022 (R4) 〕	100%	ICT機器を活用しながら、さらに主体的に学習に取り組む児童生徒が増えることを目指す。
児童生徒のICT活用を指導する能力 「できる」「ややできる」「あまりできない」「ほとんどできない」から「できる」「ややできる」と回答した教員の割合 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】	公立学校 81.2% 〔 2021 (R3) 〕	100%	授業のなかで児童生徒が情報を収集や整理したり、互いの考えを交換し共有して話し合ったりする場面等において、コンピュータやソフトウェアなどのICTを活用する指導を充実することで、児童生徒の資質・能力の育成を目指す

基本方針2：教職員のICT活用指導力の向上

1 取組みの基本方向

- ① ICT活用指導力向上及び情報セキュリティや情報モラルに関する教職員研修を推進します。
- ② 障害のある児童生徒等に合った多様な指導法や支援体制を充実するとともに、適切な合理的配慮を提供します。
- ③ 市町村と連携してICTの活用や研修を一体的に推進します。

2 主な施策

- ① ICT活用指導力向上及び情報セキュリティや情報モラルに関する教職員研修の推進
 - ・ 小中高生の情報活用能力を育成するため、教員を対象とする研修の充実
 - ・ 教員のICT活用指導力向上に向けた県独自のステップアップ表の活用
 - ・ 1人1台端末体制を踏まえた各学校の研修ニーズの調査や、現在展開中の研修の効果検証による新たな研修体系の構築
 - ・ デジタル教材活用や情報モラル・セキュリティ指導などのための情報教育研修会等の利用による教員のICT活用指導力の向上
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT活用実践事例や指導資料の作成・周知
 - ・ オンラインやオンデマンドの研修を充実させることにより、ICT活用指導力の向上を含む教師の資質能力の向上と負担軽減の両立
- ② 障害のある児童生徒等への指導と支援体制の充実
 - ・ 児童生徒への1人1台端末の配備やICTの活用による障害に応じた指導・個別最適な学びの推進
 - ・ 特別支援教育に関する1人1台端末やICTの活用も含めた教員研修の推進
- ③ 市町村と連携したICTの活用や研修の一体的推進
 - ・ GIGAスクール構想実現による小中学校における1人1台端末整備に伴い、児童生徒の発達段階に応じた効果的な活用方法に関する研修の実施
 - ・ 市町村教育委員会が行うICT活用の取組みに関する情報の共有・支援のため、県と市町村によるGIGAスクール推進協議会の開催
 - ・ オンラインやオンデマンドの研修環境の整備

3 参考指標（基本方針の目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	現況	目標 令和9年度 (2027年度)	目標設定の考え方
<p>授業にＩＣＴを活用して指導できる教員の割合 「できる」「ややできる」「あまりできない」「ほとんどできない」から「できる」「ややできる」と回答した教員の割合 【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】</p>	<p>公立学校 78.1% { 2021 (R3) }</p>	<p>100%</p>	<p>授業の中で教員が資料を提示したり、児童生徒の意見を共有したりする場面等において、コンピュータや提示装置、学習用ソフトウェアなどのＩＣＴを活用する能力を高めることで、授業力の向上を目指す。</p>

基本方針3：ＩＣＴを活用するための環境整備

1 取組みの基本方向

- ① 総合的・計画的なＩＣＴ教育環境の整備を図ります。
- ② 教育データの利活用のため、新しい技術や環境の導入に向けた検討を進めます。
- ③ デジタル教科書・教材を活用し、学びの中に効果的に取り込むことで、教育活動の充実につなげます。
- ④ 学校図書館とＩＣＴを活用して収集した情報の比較・検討などにより、情報の収集・選択・活用能力を育成します。
- ⑤ 市町村と連携してＩＣＴの環境整備を進めます。
- ⑥ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策に取り組み、教員及び児童生徒が安心して学校でＩＣＴを活用できる環境の整備を図ります。
- ⑦ 著作権への理解の促進を図ります。

2 主な施策

- ① 総合的・計画的なＩＣＴ教育環境の整備
 - ・ 高速インターネット通信や校内ネットワークの安定運用に向けたネットワーク基盤の整備
 - ・ 教員への1人1台端末の配備による校内業務の効率化・省力化の推進
 - ・ 児童生徒1人1台端末の持続可能な整備計画の検討
 - ・ 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としないアクセス制御による対策を講じたシステム構成の検討
 - ・ 学習系の各システムや校務支援システムについては、教育データの標準化の状況を踏まえ、各システム間での相互運用を検討
 - ・ 教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度やデジタル教科書・教材の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を実施
 - ・ 1人1台端末環境の下、情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机等の整備促進
 - ・ 児童生徒が、学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるC B T (Computer Based Testing) システムであるM E X C B T (メクビット) の活用を促進

② 教育データの利活用

- ・ デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえつつ、1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用の検討
- ・ 校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す教育の推進
- ・ 児童生徒一人一人のIDについて、ユニバーサルIDや認証基盤の在り方の検討

③ デジタル教科書・教材の効果的な活用

- ・ デジタル教科書や、1人1台端末で活用できる効果的な学習用ソフトウェアや電子書籍の研究・活用
- ・ 個々の学習履歴を蓄積・分析し、生徒の理解度に応じたきめ細かな指導が可能となるデジタル教材の研究や導入・実践による成果の周知
- ・ 県が作成したデジタル教材「ふるさととやまの人物ものがたり」や「ふるさととやまの自然・科学ものがたり」、「高校生のためのふるさと富山」の活用によるふるさと学習の深化
- ・ 1人1台端末の効果的な活用について優良な実践事例を共有するとともに、公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら、児童生徒が活用できる教育コンテンツを充実

④ 学校図書館とICTを活用した情報の収集・選択・活用能力の育成

- ・ 課題解決型学習を充実させるため、学校図書館の「学習センター」「情報センター」としての機能強化

⑤ 市町村と連携したICTの環境整備

- ・ ICT機器等の共同調達や、ICTの環境整備に関する情報の共有・支援のための協議会の開催

⑥ 個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

- ・ 1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指すとともに、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる新たなセキュリティ関係規程の整備

- ・ ネット監視員が児童生徒のインターネット上の不適切な書き込みを監視する「ネットパトロール事業」の実施
- ・ 県総合教育センターの教育相談専用電話、24時間いじめ相談電話及びメール、東西教育事務所の相談専用電話において、ネットトラブルにも対応し、相談窓口について児童生徒及び保護者への周知を徹底
- ・ 児童生徒のネットルールづくりへの参画や、保護者や地域とも連携するなどによる実行可能な「学校ネットルール」づくりの推進

⑦ 著作権への理解

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒の著作権に関する知識や意識を向上させるため、国や専門機関などが提供する資料やコンテンツ等の活用の推進

3 参考指標（基本方針の目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	現況	目標 令和9年度 (2027年度)	目標設定の考え方
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 <small>【学校における教育の情報化の実態等に関する調査】</small>	公立学校 0.8人/台 <small>〔2021 (R3)〕</small>	1.0人/台 <small>以下を維持</small>	常に児童生徒全員に対して1台以上のPCが割り当てられている環境の維持に努めます。
「学校ネットルール」をつくっている学校の割合 <small>【県教委調査】</small>	公立学校 84.8% <small>〔2022 (R4)〕</small>	100%	インターネットやSNSを介したいじめ等の問題が増加していることから、より実効性のあるネットルールにするため、各学校におけるルール作成に児童生徒が参画し、また、各家庭へも波及させるなど、学校ネットルールづくりを積極的に推進する。

基本方針4：ＩＣＴ推進体制の整備と校務の改善

1 取組みの基本方向

- ① 教育環境のデジタル化を計画的かつ組織的に進めるための推進体制を整備します。
- ② 教育にかかわる者（「行政」、「学校」、「親や家族」、「子どもの周りの地域」、「企業や大学等」）が連携を図って「チーム富山教育」を推進します。
- ③ 外部人材等のさらなる活用を推進します。
- ④ 校務のＩＣＴ化等による業務の効率化を図ります。

2 主な施策

- ① 総合的・計画的なＩＣＴ教育の推進体制の整備
 - ・ 教育CIO・CDOやアドバイザー、関係室課等で構成する富山県教育DX推進会議やその検討部会等での協議により、学校におけるデジタル環境の整備やＩＣＴ教育の推進
 - ・ ＩＣＴ教育に対する管理職の理解促進
 - ・ 情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援
 - ・ 令和4年度（2022年度）より共通必履修科目として「情報Ⅰ」が新設されたことなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を促進
 - ・ 教員採用選考検査において、受検資格要件の緩和や加点制度による「情報」免許所有者の確保
- ② 「チーム富山教育」の推進
 - ・ 探究的・科学的な思考力を高める学びに対し、調査用機材の提供・指導助言等による研究支援や合同成果発表会の開催など、大学との連携によるデータサイエンス教育の普及・推進
 - ・ 教科「情報」や「数学」等におけるデータの利活用等のデータサイエンスに関する教員研修会への講師や学生の派遣等、富山大学データサイエンス推進本部などとのさらなる連携
 - ・ 児童生徒が1人1台端末を家庭に持ち帰って自宅学習で活用できるよう、家庭でもつながる通信環境の整備や情報セキュリティの保護、情報モラル教育の実践
 - ・ 学校、家庭、地域が連携したスマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの適切な利用を呼びかけるPTA活動への支援

③ 外部人材等の活用

- ・ I C T機器やネットワーク等のトラブルにも対応可能なI C T支援員（情報通信技術支援員）等の外部人材の活用
- ・ G I G Aスクール運営支援センターの設置など、民間事業者を活用したI C T教育への支援体制の強化

④ 校務のI C T化等による業務の効率化

- ・ 教員への1人1台端末の配備による校内業務の効率化・省力化の推進
- ・ 教職員の業務の負担軽減や効率化に効果的な統合型校務支援システムの整備・活用
- ・ 校務のI C T化による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善及び学校の働き方改革の推進
- ・ 教職員の服務・給与・旅費などの電子決裁を行う共通事務システムの導入等による事務手続きの簡素化・効率化

3 参考指標（基本方針の目標を具体的にイメージするための参考となる指標）

指標名及び指標の説明	現況	目標 令和9年度 (2027年度)	目標設定の考え方
公立学校教員の1箇月あたりの時間外在校等時間が月45時間以内となっている割合 【県教委調査】	高62.1% (2021 (R3)) 特86.4% (2021 (R3))	できるだけ 100%に 近づける	「富山県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」により業務の効率化や部活動等の外部人材活用をこれまで以上に進め、時間外勤務時間の縮減に努めるとともに特定の長時間勤務者の負担軽減を図ることを目標とする。

用語の解説

アルファベット順		※初出のページ番号	
頭文字	用語	説明	頁※
C	CBT	Computer Based Testingの略称で、コンピュータを使った試験方式	18
G	GIGAスクール構想	Global and Innovation Gateway for All（すべての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）の略称 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できるICT環境の実現を目指す構想	4
I	ICT (情報通信技術)	Information and Communication Technology の略称。 情報処理及び情報通信、いわゆるコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称	1
	ICT活用指導力 (授業にICTを活用して指導する能力)	教員が資料等を用いて説明したり課題を提示したりする場面や、児童生徒の知識定着や技能習熟、意見の共有を図る場面において、教員がICTを活用する能力	2
	ICT教育	パソコンやタブレット端末などをネットワークに接続して、教員と生徒、生徒同士が学習内容を共有するなど、ICT（情報通信技術）を活用した教育	1
	ICT支援員 (情報通信技術支援員)	学校における教員のICT活用（授業、校務、教員研修等の場面等）をサポートすることにより、ICTを活用した授業等を教員がスムーズに行うための支援を行う。	23
M	MEXCBT (メクビット)	文部科学省が開発したオンライン学習システム。 GIGAスクール構想により、児童生徒1人1台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的CBTシステムとして整備が進められている。	18

頭文字	用語	説明	頁※
S	SDGs	持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成	2
	Society 5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもの。	3

あいうえお順		※初出のページ番号	
頭文字	用語	説明	頁※
う	ウェルビーイング (well-being)	心も身体も社会的にも満たされた状態、実感としての幸せ、心の豊かさなどを表す。 富山県成長戦略では「収入や健康といった外的的な価値だけでなく、キャリアなど社会的な立場、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて、自分らしくいきいきと生きられること、主観的な幸福度を重視」と記載。	2
か	学習系ネットワーク	児童生徒と教員が、授業などの教育活動のために利用するネットワーク	6
	学習センター	児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場としての機能	19
き	教育C D O	教育のChief Digital Officer (最高デジタル責任者)	22
	教育C I O	教育のChief Information Officer (最高情報責任者)	22
	教育D X	デジタル環境の整備やI C T 教育に取り組むことにより、児童生徒の力を最大限引き出すとともに、業務の効率化など教育現場の負担軽減を図り、ひいては教育をより良い方向に変革していくこと。	3
	教育の情報化	情報通信技術の、時間的・空間的制約を超える、双方向性を有する、カスタマイズを容易にするといった特長を生かして、教育の質の向上を目指すもの。	1
こ	高校生のための ふるさと富山 (郷土史・日本史学習 補助教材)	地理歴史、公民等の授業の中で、日本の近現代史や富山の歴史や文化と関連づけて学び、総合的な理解をふかめるための副教材として富山県教育委員会が作成したものの。	19
	校務系ネットワーク (校務系のネットワーク)	教職員が成績処理などの校務のために利用する、教職員専用のネットワーク	6

頭文字	用語	説明	頁※
こ	合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことで、教育においては学校及び学校の設置者が提供する。(例)視覚障害の子どもの座席を教室前方に配置、肢体不自由の子どもの教室を1階に配置	16
し	児童生徒のＩＣＴ活用を指導する能力	学習の主体である児童生徒がＩＣＴを活用して学習を進めることができるよう、教員が指導する能力	10
	情報活用能力	世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握し、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力	3
	情報センター	児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場としての機能	19
	情報モラル教育	学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。	12
ち	超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会	3
て	データサイエンス教育	数理的思考やデータ分析・活用能力を持ち、課題解決やデータから価値を引き出す人材の育成に資する教育	1
	デジタル教科書	学校の教科書として使われることを想定して作られた電子教科書。教師が利用する指導者用（位置付けは教材）と、児童生徒が利用する学習者用（位置付けは教科書）とがある。通常は参考となる動画や画像、音声データ等がコンテンツとして付属されている。	18

頭文字	用語	説明	頁※
と	統合型校務支援システム	児童生徒の成績処理や出欠、転入転出などの管理、進路希望調査や健康診断の結果などの管理、通知表や成績証明書の作成といった、広く校務を実施するための機能を有するシステム	9
ふ	ふるさととやまの自然・科学ものがたり	富山の自然等を通して、科学的な視点を養小学生向けの本県独自の読み物資料	19
	ふるさととやまの人物ものがたり	郷土の先人54人を紹介した小学校高学年向けの本県独自の読み物資料	19
	プログラミング教育	プログラミング教育のねらい ①論理的に考えていく力である「プログラミング的思考」を育むこと ②コンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度を育むことなど。	12
	プロジェクト学習(PBL)	Project Based Learning。児童生徒が自ら課題を発見し、目標を明確にして、情報を集めて、考えを深め、最終的に成果物等に表すことを通して課題解決へと導く力を育む学習活動	1

令和4年度第2回とやま学校多忙化解消推進委員会開催結果について

令和5年3月17日
教職員課

第2回会議の概要

(1) 日 時 令和5年2月21日(火) 10:00~11:30

(2) 場 所 オンライン開催(※富山県庁 4階大会議室 より配信)

(3) 次年度の取組み(資料1)に対する主な意見等

① 教職員の意識改革について

- ・若手教員のWGIについては、先生方から様々な意見・アイデアが出ることを期待する。
- ・若手教員が考えていることを広報などで発信することもできるのではないか。
- ・民間においては、大企業のみならず中小企業においても4~5年前と今とでは隔世の感があり、業務改善が進んでいる。先生方のやりがいが向上するように取組みを進めていただきたい。

② 効率的・効果的な業務の推進について

- ・1人1台端末、クラウドの利用により、子ども同士チャットで質問しあったりし、担任への質問も増え等の効果も見られる。今後は、校内ルールの制定や、学校間格差を埋めることが課題。
- ・Web出願や、オンライン化、スポーツテストのデジタル化などの試みは負担軽減が期待できる。他県の状況を聞くと、最初一時的には負担が増えるが、2~3年すれば、楽になることである。
- ・会議の持ち方、役割、回数などの見直しを進めることはできないか。

③ 地域・専門人材の活用による体制整備について

- ・子どものネットトラブルへの対応に、先生方は心身ともに疲弊している。保護者は、学校に相談することが多いので、県から「保護者の責任で対応」というメッセージを発信してもらうとか、ワンストップ相談窓口の充実などをお願いしたい。
- ・スクール・サポート・スタッフの配置は先生方の負担軽減に繋がり、子どもたちと関わる時間の確保につながっているので、保護者としてもありがたい。継続していただきたい。
- ・地域専門人材の活用、体制整備を進めること。学校と地域は両輪であり、コミュニティスクールの導入を富山県全体として進めることが、教員の働き方改革を推進する上で有効ではないか。
- ・スマホの使い方、話し合いのルールづくりについては、PTAとしても保護者対象のチラシを配付するなど引き続き協力したい。
- ・コミュニティスクールの導入により、地域・保護者との協力体制の気運が高まっている。例えば、高学年の家庭科、英語、書き初めの指導などで、地域の方が参画する事例もてきており、教員の負担軽減にもなっている。

④ 部活動の負担軽減と教職員の健康管理について

- ・部活動指導員の大幅増加はありがたい。先生、生徒ともにいきいきと活躍できる環境作りをお願いしたい。

(4) 今後の対応

当該委員会で出された意見を踏まえ、「とやま学校働き方改革推進プラン」を改訂し、引き続き、学校の多忙化解消に努めていく。

令和4年度 とやま学校多忙化解消推進委員会 委員名簿

【委員】

(五十音順、敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
富山県教職員組合	執行委員長	相澤 誠	
富山経済同友会	副代表幹事	大橋 聰司	委員長
富山県PTA連合会	副会長	勝田 民	
富山県商工会議所連合会 黒部商工会議所	監事 会頭	川端 康夫	(欠席)
朝日町教育委員会	教育長	木村 博明	
富山県小学校長会	副会長	國香 真紀子	
富山県高等学校長協会	副会長	佐野 友昭	
島谷法律事務所	弁護士	島谷 武志	(欠席)
富山県中学校長会	会長	白江 日呂雄	
富山県体育協会	専務理事	東瀬 義人	
富山大学経済学部	教授	中村 真由美	副委員長
富山県高等学校教職員組合	執行委員長	中山 洋一	
富山県高等学校PTA連合会	会長	松山 朋朗	
富山大学附属病院	臨床心理士	密田 博子	(欠席)
富山市教育委員会	教育長	宮口 克志	

計 15名

1 管理職をはじめとする教職員の意識改革

- 働き方改革に係る管理職(教頭向け)研修の実施 [拡充]
- 教職員の勤務計画と勤務時間の比較による勤務実態の把握 [拡充]
 - ▶ 時間外勤務が80時間を超える教諭への個別対応に重点

2 効率的・効果的な業務の推進

- 働き方改革推進校の指定及び業務改革の取組み [拡充]
 - ▶ 現場主導の働き方改革の推進・効果的な取組みの横展開を図るため、働き方改革推進校を指定
- 各校種の中堅教員で構成されるWGを組織 [新規]
 - ▶ 各校種の中堅教員が働き方改革及び業務改善について今後期待すること等自由に意見を述べる機会を設ける
- 小学校における35人学級等の推進
 - ▶ 国の法改正より2年先行し、小学校6年生までに拡大 [拡充]
- 教育環境のデジタル化推進事業
 - ▶ 統合型校務支援システムの導入 (R4~)
 - ▶ オンデマンドでの、研修受講申請管理システムの導入
 - ▶ 新型コロナウイルスや大雪等の災害時に備えた、教育安全メールシステムの導入(R4~)
 - ▶ 教育DX推進施策の総合調整のための富山県教育DX推進会議を設置・運営
- 「GIGAスクール運営支援センター」の設置 (R4~) [拡充]
 - ▶ 情報通信技術支援員の派遣およびICTを活用した授業実践のための教員研修の実施
- 教育委員会が学校に課している業務の見直し [見直し・整理]
 - ▶ 見直し : 富山県高等学校教育課程講習会教科部会は実施せず、総則等部会のみ実施
 - ▶ 簡略化 : スポーツテストの調査結果
生活習慣等調査結果の簡略化 等
 - ▶ 回数の削減 : 各種調査・照会、県立特別支援学校の就職状況調査の縮減 等
 - ▶ オンライン化 : 県立高校入学者選抜におけるWeb出願システムによるオンライン化に向けて準備
オープンハイスクールにおける参加申込方法のオンライン化 [新規]

3 地域・専門人材の活用による体制整備

- スクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、県立学校拠点校に配置
 - ▶ 未然防止、早期解決に向けた「連携ケース会議」「合同研修会」を新たに実施
- 外国人児童生徒教育コーディネーターを公立小中学校に県内3名配置し、学校における指導体制を整備する。
- 学校の要望に応じ外国人支援スタッフとして、県内小中学校に富山大学生を7名程度を派遣 [拡充]
- 小中学校への学習支援のための大学生の派遣
- スクール・サポート・スタッフの配置
 - ▶ 県内全ての公立小・中・義務教育学校、特別支援学校(小・中学部)への配置予算を確保
- 多忙化解消周知啓発リーフレットの活用

4 部活動の負担軽減と教職員の健康管理

- 部活動指導員の配置 [拡充]
 - ▶ 中学校 …R4:125人→R5:153人(+28人) 高等学校 …R4: 30人→R5: 33人(+3人)
- 部活動の地域移行に向けた実証研究
 - 各学校において、ストレスチェックを適切に実施(全教職員が受検)
 - ▶ 該当者に対し、医師による面接指導の実施

令和5年度富山県立学校入学者選抜の合格状況等について

令和5年3月17日
県立学校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

1 県立高等学校全日制の課程

(1) 一般入学者選抜

学校・学科数	34校	82学科
募集人数	5,226名	(推薦を含む募集定員6,188名)
志願者数	5,327名	(志願倍率1.02倍)
選考対象者数	5,318名	(追検査受検者及び書類選考対象者を含む)
合格者数	5,801名	(推薦入学合格内定者を含む)

(2) 第2次選抜

学校・学科数	18校	27学科	(04年度18校30学科)
募集定員	387名	(04年度361名)	03年度283名)
志願者数	名	(志願倍率	倍)

2 県立高等学校定時制の課程

(1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数	5校	12学科
募集定員	約840名	
志願者数	276名	
受検者数	275名	
合格者数	251名	

(2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数	6校	15学科
募集定員	約709名	
志願者数	名	

3 県立高等学校通信制の課程

学校・学科数	1校	2学科
募集定員	約300名	
志願者数	名	

4 県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜

(1) 高等部A日程

① 第1次選抜

学校数	5校
募集定員	72名
志願者数	56名
受検者数	55名
合格者数	54名

② 第2次選抜

学校数	3校
募集定員	18名
志願者数	2名
受検者数	2名
合格者数	2名

(2) 高等部B日程・幼稚部

① 第1次選抜

学校数	10校
募集人員(定員)	約208名
志願者数	98名
受検者数	98名
合格者数	98名

高等部 (訪問教育)	5校
	若干名
	1名
	1名
	1名

幼稚部	3校
	若干名
	3名
	3名
	3名

② 第2次選抜

学校数	10校
募集人員(定員)	若干名
志願者数	名

高等部	3校
	若干名
	名

令和5年3月17日

県立学校課

第8回令和の魅力と活力ある県立高校のあり方検討委員会の開催結果について

1 検討委員会の開催

- ・令和5年2月17日(金)午前10時から午前11時40分まで、パレブラン高志会館にて開催
- ・委員13名、アドバイザー1名出席

2 主な意見等

(1) 令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書(素案)について

○委員からのご意見

- ・この報告書を学校現場でいかに具現化できるかが勝負どころだと思っている。
- ・誰一人取り残さないということは、学力層や人間力層に関わらず、誰もが社会にきちんと参加して役に立っていくことが、これから人がいなくなっていく中で重要だと感じている。
- ・学び直しをしたい生徒や外国の方がどのようにして学んでいくかといったニーズに対して、どのように対応し情報発信していくかということが、もう少し入っていると良いのではないか。
- ・職業系専門学校の取組みなどは非常に具体的で、それを目指す方々に見ていただければ、具体的なイメージが湧き、そこを目指そうということになるのではないかと思う。
- ・中高一貫校に関しては、富山県の教育事情もあると思うので、メリット・デメリット両方をしっかりと抽出していただいた上で、検討していただければと思っている。
- ・3つの目指す姿と6つの方向性や取組みがうまく有機的に結びつくような書きぶりを工夫していただけすると、関係性が非常によくわかるようになると思う。
- ・通学区域については公共交通が必須になるので、交通政策を担う関係部門との連携を図るといったようなこともあればいいのではと思う。
- ・中高との連携といった校種間連携や学校間連携ということを意識したような文言が入ると良いのではと思う。
- ・オープンハイスクールには子どもたちが見て触れて興味を持って高校を選ぶという面があり、オープンハイスクールはとても大事だと思っている。
- ・学力ではない部分の向上に対しては、外部の専門家に積極的に入っていただくこともよいと思う。
- ・高校でも生徒が頑張ろうと思う評価の仕組みや教育の先にあるものを見せられる記述もあればよいと思う。
- ・高校教育のあり方について、教育大綱や教育振興基本計画など県の指針に基づいて、本県の高校がこういうふうに目指していこうということがしっかり書かれており、高校のあり方、特色としては、こういう取組みをして今後このようにしていこうというところが良いと思う。

- ・この方向づけは、確かに現時点ではよいのかもしれないが、おそらく4、5年で色あせてしまうと思う。生徒数が10年後には大きく減少することは分かっているのに、この報告書では明らかに齟齬が出てしまい、機能しないものになっていると思う。
- ・グラフでは、生徒数が大体5、6年で1,000人減る。この点線の部分を想像すると、中学校もぞつとするような減り具合である。少子化に対する危機感はこのページからでもすごく感じられる。
- ・県立学校について、今後、富山県の人材育成や教育についてもう少し深く考える場をどこかで提供をいただけるとよいと思っている。
- ・残された課題を項目立てて、詳述してもらい、次の委員会に繋いでいくということを心がけて頂ければ、より一層すばらしい報告書になるのではないかと思う。

○アドバイザーからのご意見

- ・小規模の学校が増えていくことに関して、そこでいかにクオリティを保ちながら、また保つだけではなくさらに発展させていくという、非常に挑戦的な部分が課題なのではと思っている。
- ・学校間というのは、高校だけではなく、中高も含めた学校連携というのを進めてもらうことは大事だと思っている。オンラインでICTを通して、空間的・距離的には離れているが、うまく連携ができるのではないかと思い、ぜひ試してみるといいのではと思う。
- ・外部人材の登用を考えてもらうと、教える方も少し違う視点で生徒を見ることができ、参加される外部人材の方にとっても新しい気付きになるのではと思う。
- ・課題を解決することは大事だとは思うが、一方で富山県が持っている良さや特徴を伸ばしていくということも非常に大事だと思う。富山県だけが持つ良さを書いてもいいのではないかと思う。
- ・ウェルビーイングの概念について、抽象的な概念であり、必ずしも含意が明瞭というわけでもなく、論者や機関によってばらつきがある。説明や出典等について明記して、概念内容を明確にしておけばよいと思う。
- ・ICT活用が単に機器を活用することを奨励することにとどまらず、デジタル読解力やデジタル世界でのリテラシーを高めることが重要、必要になっていることを強調してほしい。
- ・進学準備教育を重視することを受験目的に特化した効率的な学習と理解することは危険であり、誤った方向性である。より重要なのは、大学へ進学してから、或いは社会に出てから、有益な学問的知識、スキル、思考力等の基盤をきちんと作ってあげることであると思う。
- ・探究的な学びをする際に、最も大きな障害となっているのは、そもそも高校卒業まで探究の方法論を学ぶ機会がほとんどない。方法論の基礎は高校生でも十分に理解可能であり、かつ、方法論を学ぶことによって、探究的活動の質が相当上がるだろうと思う。

3 今後の予定

- ・「令和の魅力と活力ある県立高校のあり方に関する報告書(素案)」に対するパブリックコメントを令和5年3月7日(火)～3月28日(火)で実施
- ・次年度開催予定の第9回検討委員会に報告書(案)を提出

令和5年3月17日
小中学校課

公立幼稚園の廃止について

1 学校名、位置及び廃止年月日

学 校 名	位 置	廃止年月日
富山市立大久保幼稚園	富山市下大久保311番地	令和5年4月1日
富山市立大沢野幼稚園	富山市高内144番地	令和5年4月1日

2 廃止の理由

大久保幼稚園 幼保連携型認定こども園を設置するため。

大沢野幼稚園 園児数が減少したため。

3 園児の処置

大久保幼稚園 幼保連携型認定こども園において、引き続き保育・教育を行う。

大沢野幼稚園 募集停止等の措置により在園児への影響はない。

参 考

今後の教育委員会等の日程について

○ 令和5年4月21日(金) 13:00 予定
教育委員会 (県民会館 302号室)